

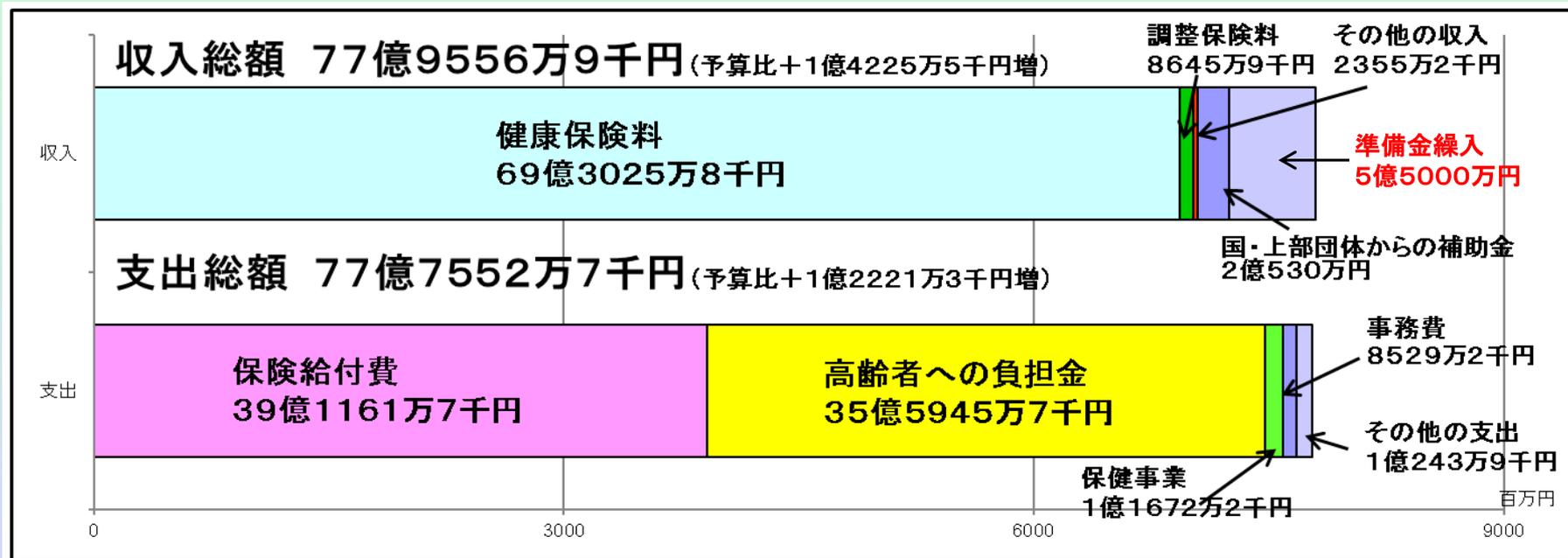
2024年 事務担当者打ち合わせ会

議題

- 1「令和5年度決算見込み」「令和6年度予算概要」について
- 2「適用関係業務」について
- 3「任意継続制度」について
- 4「令和6年度保健事業計画」について
- 5「保険給付関係」について
- 6「柔道整復師の内容審査の実施状況」について
- 7「第三者行為・労災・喪失後受診の調査実績報告」について
- 8その他の事項

議題1

令和5年度財政収支の見通し



- 収支差引残額 2004万2千円
- 経常収支差引額 ▲7億2341万2千円 **3期連続の赤字** (予算比1億9742万5千円悪化)

経常収入合計	69億5653万8千円	(予算比 4546万3千円減)
経常支出合計	76億7995万円	(予算比1億5196万2千円増)
経常収支差引額	▲7億2341万2千円	(予算比1億9742万5千円悪化)

令和5年度は、**法定準備金から5億5000万円を繰入れる見込** (予算時4億8482万円繰入見込)

□ 給与が部品供給不足による休業などで伸び悩み保険料減収

- 平均被保険者数▲217人
- 標準報酬月額▲2,509円、賞与額▲34,921円
- 予算比 5394万6千円減 ⇒ 69億3025万8千円

□ 国及び上部団体からの補助金

- 予算比 +1億2306万円 ⇒ 2億530万円

➢ 主な内容

1. 支援金等負担助成金 +9204万9千円 ⇒ 9205万円
2. 高額医療交付金 +2814万3千円 ⇒ 1億641万5千円
3. 財政窮迫組合交付金
 - ◆ 組合財政支援交付金 令和5年度受給なし
(上部団体の組合健保維持制度・11年間(平成25～令和5年度)受給なし)

令和5年度組合財政支出見込の概略(対予算比)

- 保険給付費が増加(保険料収入の56.4%)
 - 予算比+1億3280万5千円増 (3.5%増) ⇒ 39億1161万7千円
- 高齢者への負担金増額(保険料収入の51.4%)
 - 厚労省指定算式のため予算同等 ⇒ 35億5945万7千円
 1. 前期高齢者(65歳~74歳)納付金 19億3094万4千円
 2. 後期高齢者(75歳以上)支援金 16億2848万9千円

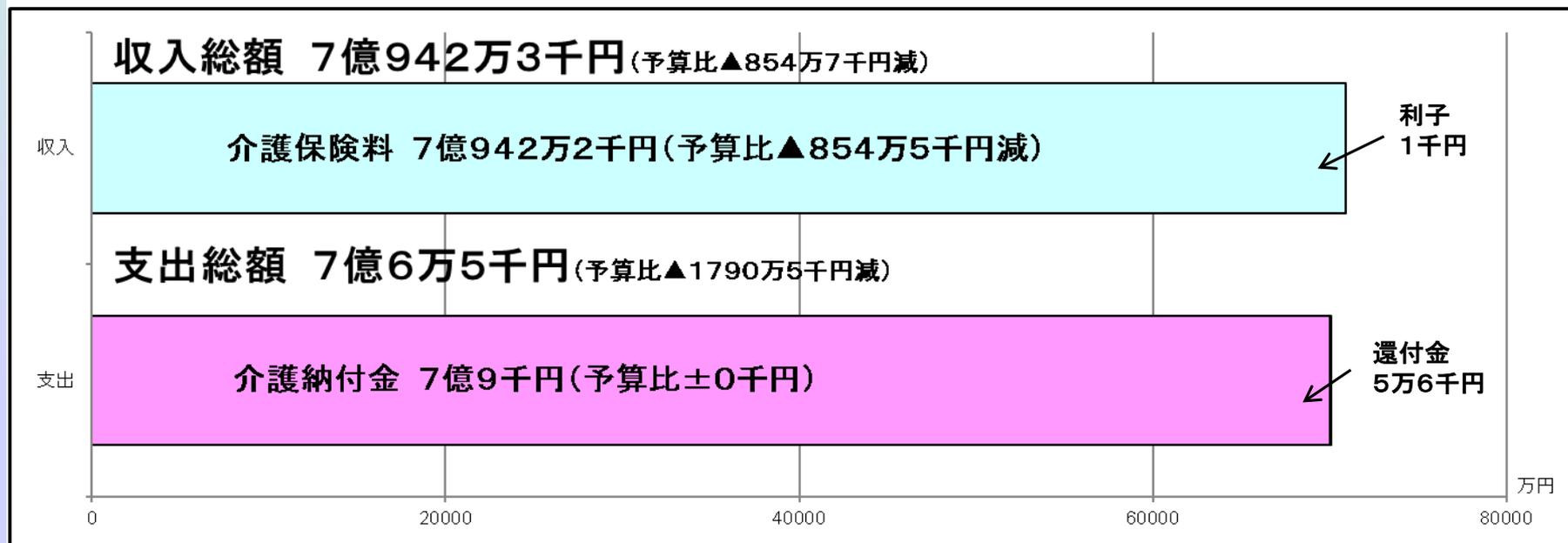
※厚労省指定基礎数値に基づき算出
- 保健事業費(+280万円増) ⇒ 1億1672万2千円

議題1

令和5年度介護保険収入支出決算見込

適用状況

- 年間平均介護保険納付対象被保険者数 = 6,438人 (予算比▲41人)
- 年間平均標準報酬月額 = 383,920円 (予算比▲978円)
- 年間標準賞与額 = 1,485,507円 (予算比+15,567円)
- 保険料率 = 18.2% [事業主9.1%:被保険者9.1%の折半]



■ 収支差引額 = 935万8千円

令和5年度末保有財産見込

□ 令和5年度末法定準備金保有率見込は、

218.06%となります。(前年度比74.37ポイント減)

※必要積立額 = 過去3カ年の実績平均の保険給付費2カ月分+高齢者への負担金・介護納付金1カ月分

□ 健康保険勘定の財産状況

19億1767万3千円

⇒ 法定準備金保有率見込 216.56%(前年度比79.07ポイント減)

※必要積立額 = 過去3カ年実績平均の保険給付費2カ月分+高齢者への負担金1カ月分

□ 介護保険勘定の財産状況

1億3023万9千円

⇒ 介護法定準備金保有率見込 242.72%(前年度比2.83ポイントアップ)

※必要積立額 = 過去3カ年の実績平均の介護納付金1カ月分

いずれも、**財政状況は適正**な状態にあります。

(厚生労働省必要積立額基準に基づく)

※詳細は次ページ参照

議題1

令和5年度末保有財産見込

別表(1) 前年度決算残金処分予定額内訳及び前年度末準備金保有率

①前年度決算残金処分予定額内訳

		一般勘定		介護勘定	
収入決算見込額		7,795,569 千円		709,423 千円	
支出決算見込額		7,775,527 千円		700,065 千円	
決算残金見込額		20,042 千円		9,358 千円	
（決算残金処分予定） 内訳		金額(a)	(割合)	金額(b)	(割合)
	準備金	19,882 千円	(99%)	9,358 千円	(100%)
	別途積立金	0 千円	(0%)	—	(—%)
	繰越金	0 千円	(0%)	0 千円	(0%)
	財政調整事業繰越金	160 千円	(1%)	—	(—%)

※ aは概要表(その3)「5. 前年度決算残金処分予定額」における準備金等の額を転記すること。
bは概要表(その5)「3. 前年度決算残金処分予定額」における準備金等の額を転記すること。

(注) 内訳(決算残金処分予定)の金額の割合(%)は、百分比で小数点第1位を四捨五入して整数で記載すること。

②前年度末準備金保有率

		一般勘定		介護勘定 (介護納付金)
		保険給付費	納付金等	
算出基礎 (分母)	令和3年度(前々々年度)	3,347,807 千円	3,181,425 千円	604,256 千円
	令和4年度(前々年度)	3,638,640 千円	3,341,592 千円	627,443 千円
	令和5年度(前年度)	3,911,617 千円	3,559,457 千円	700,009 千円
	計	10,898,064 千円	10,082,474 千円	1,931,708 千円
	平均年額(3か年平均)	c 3,632,688 千円	d 3,360,824 千円	e 643,902 千円
算出分子 (分子)	令和5年度準備金保有率 (前年度)	f 1,917,673 千円		g 130,239 千円

[保険給付費]
病院診療所費から病院診療所収入を差し引いた額は含まない。また、出産育児交付金を除く。

[納付金等]
前期高齢者納付金+後期高齢者支援金+病床転換支援金+日雇拋出金+退職者給付拋出金+流行初期医療確保拋出金+出産育児関係事務費拋出金-前期高齢者交付金

※ fは概要表(その3)「6. 前年度末財産保有見込状況」における準備金欄の計を転記すること。
gは概要表(その5)「4. 前年度末財産保有見込状況」における準備金欄の計を転記すること。

前年度末法定準備金保有率	$\{(f+g) / [(c \times 2/12) + ((d+e) \times 1/12)]\} \times 100$	218.06%
再掲 介護勘定における準備金保有率	$\{g / (e \times 1/12)\} \times 100$	242.72%

(注) 準備金保有率(%)は、百分比で小数点第3位以下を切り上げて、小数点第2位までを記載すること。

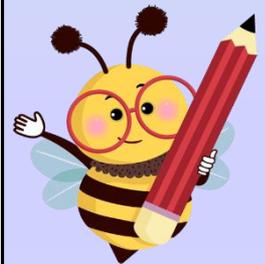
令和6年度介護保険予算基礎数値案概略

適用状況

1. 第2号被保険者数 : 6,716名(対前年度決算見込比 278名増)
(令和4年度6,113名→令和5年度6,438名→令和6年度6,716名)
2. 標準報酬月額: 390,556円(対前年度決算見込比 +6,636円)
3. 標準賞与額 : 1,456,936円※正社員のみ(対前年度決算見込比 ▲28,571円減)
4. 介護保険料率: 18.2%(事業主9.1%:被保険者9.1%)

適用状況のポイント

1. 第2号被保険者数増加(40歳到達者数の増加)
2. 標準報酬月額は前年度+1.7%増見込む
3. 賞与額の微減見込(厳しい操業・販売を想定)
4. 介護保険料率維持(操業・販売等の状況が不透明なため、収入減リスクを考慮)

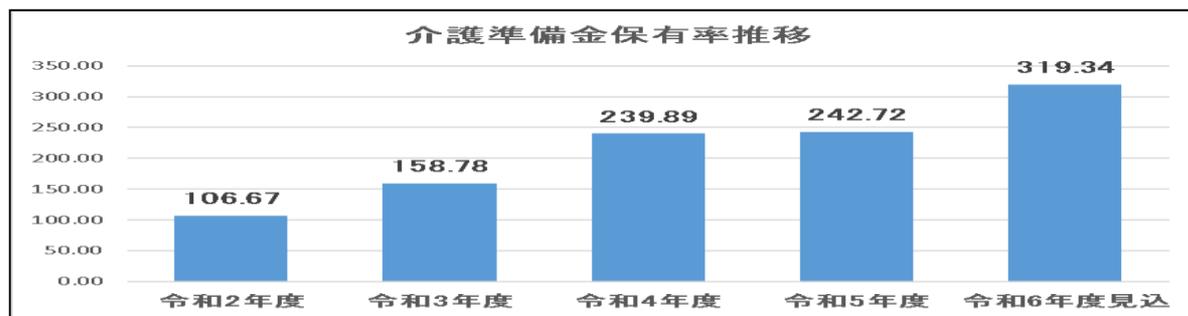


令和6年度介護保険料率試算

- 令和6年度介護給付費納付金額 = **7億95万5千円** ⇒ A
 - (令和2年度から総報酬割・厚生労働省の指定計算式による参考数値より)
- 令和6年度第2号被保険者の年間報酬総額 = **412億6047万1328円** ⇒ B(①+②)
 - ① 標準報酬月額 390,556円 × 6,716名 × 12ヵ月 = 314億7568万9152円
 - ② 賞与額 1,456,936円 × 6,716名 = 97億8478万2176円
- $A \div B = 0.01698852 \div 17.0\% \Rightarrow 18.2\%$ (据え置き)
- **操業・販売の先行きが不透明なため、保険料収入減少リスクの安全を見る。**

令和6年度末介護保険準備金保有額
及び保有率見込比較

保険料率(%)	17.0	18.2
保有額(千円)	130,415	179,927
保有率(%)	231.46	319.34



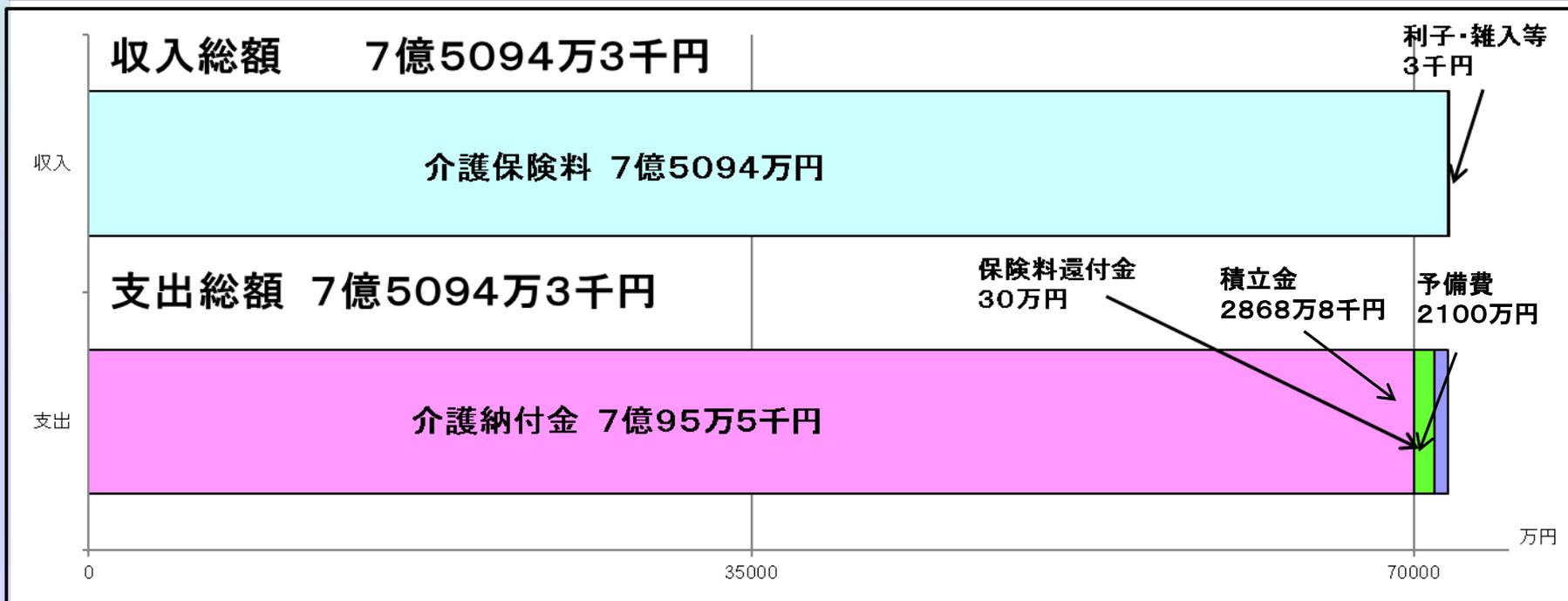
- 介護保険料率は令和5年度同率の **18.2%**
- 令和6年度末法定準備金保有率は **319.34%** となる見込み。

料率を16.4%から18.2%にアップ

令和6度介護保険収入支出予算(案)

予算案策定のポイント

- 介護納付金は前年度ほぼ同額(94万6千円増)
- 操業・販売の先行き不透明による保険料収入減のリスク有(一時休業・残業無しなど)
- 次年度以降の納付金増加時料率維持も含め前年度保険料率維持で設定
- 保険料率=18.2‰[事業主9.1‰:被保険者9.1‰の折半]



令和6年度予算基礎数値案概略

適用状況

1. 被保険者数 : 13,694名(対前年度決算見込比 295名増)
(令和4年度13,150名→令和5年度13,399名→令和6年度13,694名)
2. 標準報酬月額: 328,410円(対前年度決算見込比 10,319円減)
3. 標準賞与額 : 1,168,454円※正社員のみ(対前年度決算見込比 50,625円減)
4. 健康保険料率: 100%を維持(事業主53.9%:被保険者46.1%)

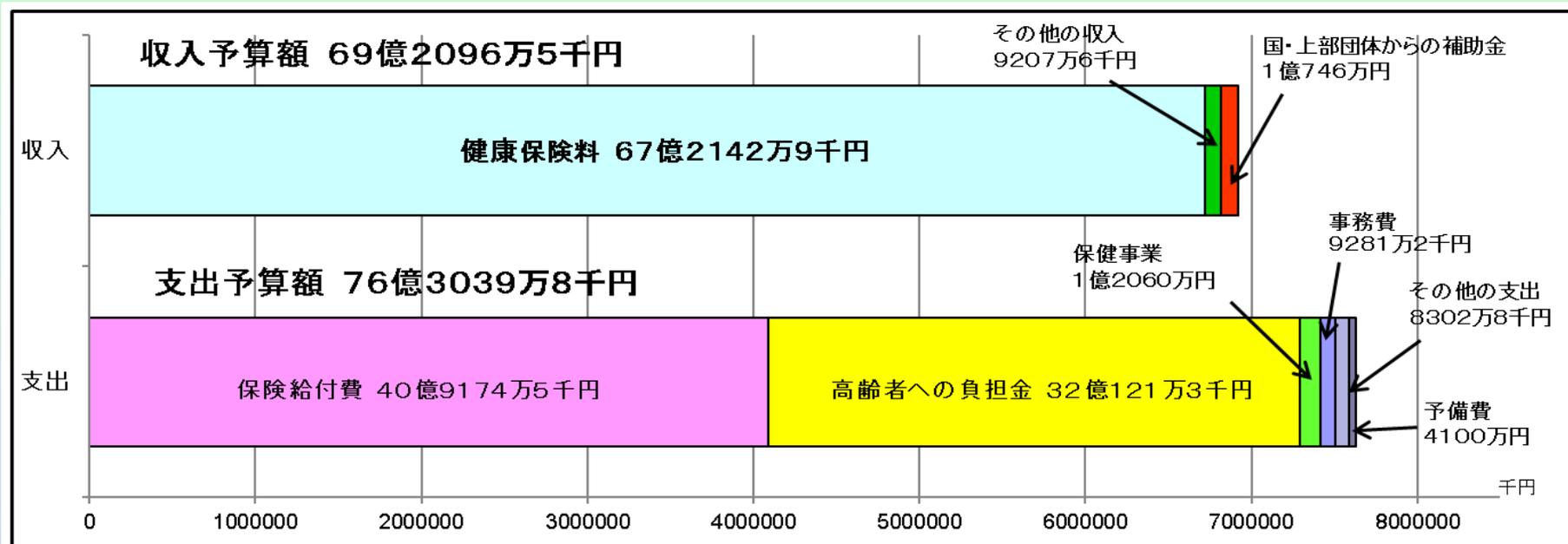


適用状況のポイント

1. 被保険者数増(生産再開後の操業対応を見込む)
 - (正社員の新規採用予定は横這い:令和5年度295名⇒令和6年度289名)
 - 外国人・高齢者の中途採用増加
2. 標準報酬月額の大幅減少見込(生産停止の影響見込む)
3. 賞与額の大幅減少見込(生産および販売停止の影響を想定)
4. 健康保険料率維持(平成25年度以降12年間維持)

健保制度の仕組みで、休業継続が3カ月に及ぶと給与減になる。通常操業後3カ月を経て一定額の増加が無いと給与ベースが元に戻らない

令和6年度健康保険収入支出予算(案)



令和6年度収入合計額 69億2096万5千円
 令和6年度支出合計額 76億3039万8千円
 差引不足額 7億 943万3千円

- 財政悪化要因
 - (1) 給与および賞与見込額の大幅減による保険料収入減少
 - (2) 保険給付費増加 ⇒ 加入者増および医療費単価値上に基づく見込額
 - (3) 高齢者への納付金 ⇒ 65歳～74歳加入者率増加と年間総給与見込額減少による負担減
 - 財政対策
 - (1) 組合財産(準備金)繰入れによる対処
- ※受給が見込まれる国庫補助金は織り込んでいない (受給見込: 令和5年度 2億530万円)

□ 給与・賞与額は製造各社の休業・販社の新車販売停止の影響による保険料大幅減収見込

- 被保険者数+295人、標準報酬月額▲10,319円、賞与額▲50,625円
- 前年度比 **▲2億882万9千円減** ⇒ 67億2142万9千円

□ 国や上部団体からの補助金 1億746万円

- ◆ 事務費補助金 185万8千円 (前年並み)
- ◆ 特定健診・保健指導補助金 110万円 (前年並み)
- ◆ 高額医療交付金 1億27万9千円 (前年度見込1億641万5千円)
- ◆ 支援金等負担助成金等 予算には見込まず (前年度見込9205万円)
- ◆ 退職者給付拠出金還付 16万3千円 (前年度比99万7千円減)
- ◆ 組合財政支援交付金 受給見込まず
(上部団体の組合健保維持制度・11年間(平成25~令和5年度)受給なし)

□ その他収入(利子・雑収入等) 1646万8千円

□ 法定準備金からの繰入れ

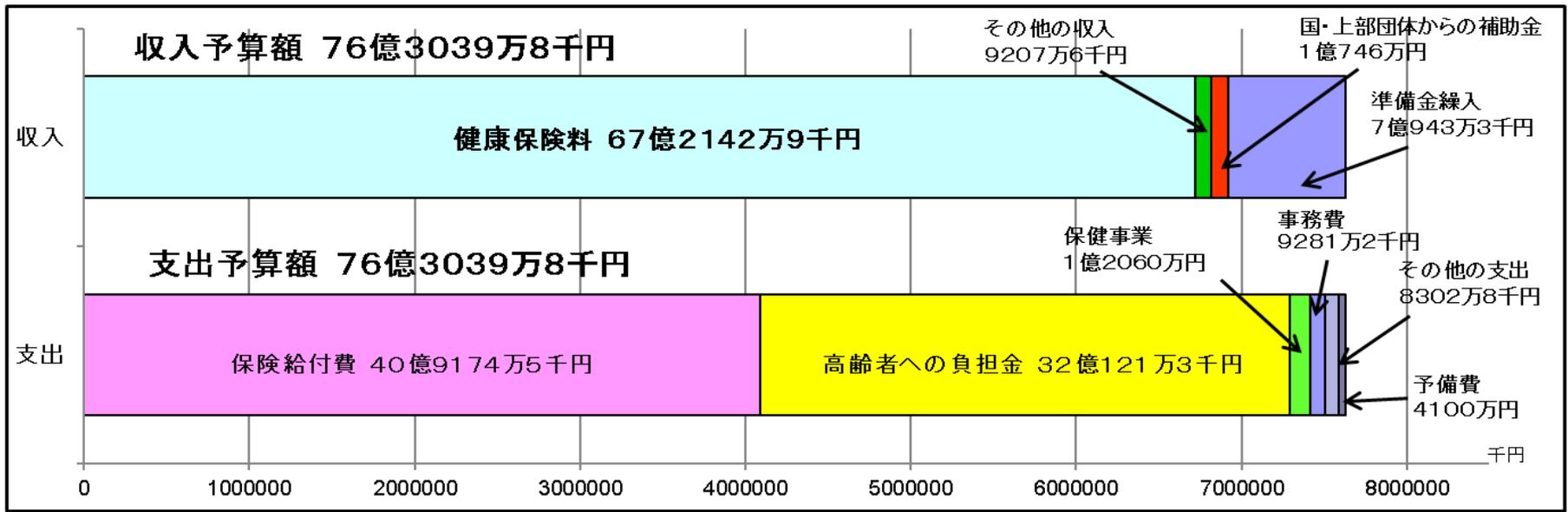
- 繰入額 **7億943万3千円**
支出に対し、保険料収入とその他組合収入合計の超過分を繰入れ

令和6年度健康保険支出予算の概略(対前年度決算見込比)

- 事務所費は一定の余裕をもって計上 9281万2千円
- 保険給付費の増加(保険料収入の60.9%)
 - ▶ 前年度比 +1億8012万8千円増 (4.6%増) ⇒ 40億9174万5千円
- 高齢者への負担金増加(保険料収入の47.6%)
 - ▶ 前年度比 ▲3億5824万4千円減 ⇒ 32億121万3千円
 1. 前期高齢者(65歳~74歳)納付金 ▲2億4526万4千円減
 2. 後期高齢者(75歳以上)支援金 ▲1億1296万6千円減
 3. 退職者給付拠出金 ▲1万3千円減
 4. 病床転換支援金 ▲2千円減
 - ※当健保高齢加入者割合の増加による負担倍率低下 ←
 - 国全体の前期高齢者医療費が減少見込(団塊の世代が後期高齢者へ)
 - ※令和6年度当健保の総給与見込額減少のため ←
 - 算定式 : 当健保の総給与見込額 × 厚労省指定数値
- 保健事業費(健診補助人数の増加を見込+387万8千円増)⇒1億2060万円

議題1

令和6年度健康保険収入支出予算(案)



■ 経常収支差引額 ▲7億6852万4千円の赤字(前年度比▲4511万2千円悪化)

経常収入合計	67億4491万3千円
経常支出合計	75億1343万7千円
経常収支差引額	▲7億6852万4千円

法定準備金繰入後においても、
準備金保有率 **136.10%** と基準超を維持

別表(1)-1 本年度末準備金保有率

算出基礎(分母)	令和6年度(本年度)	一般勘定		介護勘定(介護納付金)
		保険給付費	納付金等	
令和4年度(前々年度)	3,638,640 千円	3,341,592 千円	627,443 千円	
令和5年度(前年度)	3,911,617 千円	3,559,457 千円	700,009 千円	
令和6年度(本年度)	4,087,690 千円	3,201,213 千円	700,955 千円	
計	11,637,947 千円	10,102,262 千円	2,028,407 千円	
平均年額(3年平均)	h 3,879,315 千円	i 3,367,420 千円	j 676,135 千円	
算出基礎(分子)	令和5年度準備金保有額(前年度)	f 1,917,673 千円	g 130,239 千円	
	令和6年度準備金繰入(外)部分繰入本年度	k 709,433 千円	l 1 千円	
	積立計画における積立予定額(予備費等から該当金額を記載)	m 0 千円	n 0 千円	
	令和6年度準備金保有額(本年度)	o 1,208,240 千円	p 130,238 千円	

本年度末法定準備金保有率	$\{(o+p) / [(h \times 2/10) + (i+g) \times 1/12]\} \times 100$	136.10%
再掲 介護勘定における準備金保有率	$\{p / (j \times 1/12)\} \times 100$	231.15%

(注) 準備金保有率(%)は、百分比で小数点第3位以下を切り上げて、小数点第2位までを記載すること。

令和6年度収入支出予算(案)

健康保険勘定

- 収入 76億3039万8千円
- 支出 76億3039万8千円

介護勘定

- 収入 7億5094万3千円
- 支出 7億5094万3千円

令和6年度収入支出総額(健康保険勘定+介護勘定)

- 収入 83億8134万1千円
- 支出 83億8134万1千円

議題2

被扶養者調査について(1) 【適用関係業務】

2024年度被扶養者(当健保組合に加入中の家族対象)調査のお願い

被扶養者調査の概要

- 実施時期：7月～
- 目的：被扶養者の条件を継続して満たしていることを再確認する調査です。(健康保険法施行規則第50条)
- 対象者：18歳以上の被扶養者全員(2023年4月1日時点)
※2024年4月1日以降に認定された方は対象外です。
- 必要な書類：調査書をご覧ください。

■2023年度の調査による扶養削除の内訳

調査対象：4,704人

削除理由	削除人数
就職	50
収入増	20
結婚・離婚	5
その他	15
合計	90

- ★就職をした方・収入が扶養の認定基準を超えていた方の扶養削除の届出を忘れていた方が多かったです。扶養をはずすには、必ず届出が必要です。
- ★当組合のパート収入の認定基準は原則、1ヵ月108,300円以内です。継続的に超えている場合は、年収130万円以内でも、収入増加で扶養削除対象者となりますので、扶養範囲内で働きたい方はご注意ください。



教えて!! 扶養の手続き

Q.生まれた子供を私(男性の被保険者)の扶養に入れたい。

- A.妻が扶養に入っている場合は、「被扶養者異動届」を提出してください。妻が扶養に入っていない場合は、「被扶養者異動届」「配偶者の前年度の源泉徴収票」を提出してください。(共働き世帯の子供は子供の人数に関わらず原則、年間収入が多い方の被扶養者となります。)年収が多い妻が育休によって収入が少なくなる場合は、出産手当金・育児休業給付金などの収入で判断します。育休を終了して復職後、妻の年収が多くなる場合は子供の扶養異動が必要です。

Q.妻が会社を退職したので、扶養に入れたい。

- A.「被扶養者異動届」「被扶養者認定資料」「健康保険資格喪失証明書または離職日がわかる書類」を提出してください。退職する前に会社に必要な書類を伝えていと、手続きが早く進む可能性が高いです。扶養に入った後、失業保険の受給を開始した場合は、必ず健保組合にお知らせください。

Q.妻の失業保険の受給が終了したので、扶養に入れたい。

- A.「被扶養者異動届」「被扶養者認定資料」「雇用保険受給資格資格者証両面コピー」を提出してください。裏面の最終行に「支給終了」の文言が必要です。

- 書類の提出は、会社の健康保険組合担当者をお願いします。
- 書類は異動があってから5日以内に提出してください。(健康保険法施行規則第38条)
- 書類の提出が著しく遅れた場合は、遅って扶養認定はできかねますのでご注意ください。

扶養認定は個別の扶養状況に応じた書類の提出をお願いします。書類提出後、状況把握に必要な書類を別途お願いすることもあります。厳正な審査に必要なため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ★被扶養者調査について
- Q 被扶養者調査とは何ですか?なぜ毎年、実施しているのですか?

被扶養者調査は、被扶養者となった方が、その後も継続して加入基準を満たしているかどうか確認するものです。既に基準外となった被扶養者が継続して加入していることは健保の財政に大きな負担になります。将来的には皆さんの保険料の引上げにもつながります。また、上記の理由に加え、健康保険法でも定められていることから、どこの健保組合でも毎年調査を行っています。「健康保険法施行規則第50条」

- Q 対象者は?

毎年4月1日現在18歳以上の被扶養者が対象です。その年の4月1日以降に扶養認定された方は、初年度の調査のみ対象外です。

- Q 被扶養者の資格がないのに、そのまま被扶養者にしておくとどうなるのですか?

医療機関を受診する際の医療費等は皆さんが納めた健康保険の保険料で支払っています(自己負担を除く7割～9割)。本来支払う必要のない医療費や高齢者の医療費を支えるための国への拠出金(被保険者・被扶養者の人数に応じて算出)が増え、結果的に組合の負担が増えて皆さんの保険料が上がることになります。

- Q 被扶養者の資格がないことが今回の調査で判明した場合、どうなるのですか?

事由発生時にさかのぼって、その資格を削除する場合があります。また、資格のない間の医療費は返還していただきます。

- Q 提出期限までに提出できないのですが・・・

会社のご担当者の方に連絡し準備が出来次第、調査書の特記事項記入欄に遅延理由を記入し提出してください。

- Q 私(被保険者)は提出期限までに退職予定ですが調査書の提出は必要ですか?

退職後も引き続き任意継続を希望される場合は、必ず提出してください。

- Q 調査書を紛失してしまいました。

再発行しますので、会社のご担当者に連絡してください。

- Q 個人情報のため提出が不安です。

いただいた書類は今回の被扶養者調査のみに使用し、調査終了後は健保組合において1年間保管し、その後適切な方法で破棄します。また、給与明細に記載してある会社名などは消していただいても結構です。健保組合では、氏名、給与支給年月、総支給額の確認をしています。調査の趣旨をご理解の上、ご協力お願いいたします。

- ★添付書類について
- Q 証明書類は原本の提出ですか?

基本、全て写しの添付で結構です。氏名・年月・総支給額が分かるようにコピーをお願いします。提出いただいた書類は返却できかねますのでご了承ください。

議題2

被扶養者調査について(2) 【適用関係業務】

Q 所得証明書・住民票はどこで取れますか？

市区町村役所で発行してもらえます。有料になります自己負担をお願いします。

Q 自営業をしています。何を添付すればよいですか？

特記事項記入欄に自営業と記入し、収支内訳表(写)と確定申告書(写)の提出をお願いします。

Q 産休・育休中なのですが何を添付すればよいですか？

特記事項記入欄に「産休・育休中」と記載し、休業前の3ヵ月分の給与明細書の提出をお願いします。

Q 配偶者・子以外の被扶養者が同居の場合、世帯全員の住民票を添付するのはなぜですか？

同居確認および他の扶養義務者の有無を確認するために必要です。
なお、住民票は続柄の省略していないものをお願いします。

Q 別居である子と音信不通であり扶養調査を提出できないのですが・・・

扶養の実態がないとみなされ扶養削除をお願いします。

★ パート・アルバイトについて

Q 源泉徴収票の写しでは駄目なのですか？

源泉徴収票は昨年のものであるため、今年の収入状況が確認できません。
よって、直近の継続した3ヵ月分の給与明細書(写)が必要です。

Q 最近勤務ははじめ、まだ3ヵ月が経過していません。何を添付すればよいですか？

特記事項記入欄に勤務開始月を記入し、現在お手元にある給与明細書(写)を提出してください。
後日、ご準備出来次第、未提出分の提出をお願いします。

Q 勤務先では給与明細といったものがありません。何を添付すればよいですか？

勤務先に給与支払証明書を発行してもらってください。手書きの給与明細書の場合、会社名・社印を受けたもの(写)を提出してください。

Q 給与明細書を紛失・破棄してしまいました。

勤務先に給与支払証明書の作成を依頼してください。または、お手元にある給与明細書(写)を提出し、特記事項記入欄に後日提出と記入し、ご準備出来次第、未提出分の提出をお願いします。

Q 継続した3ヵ月の給与明細でなくてもいいですか？

不定期で働かれている以外は必ず継続した給与明細書(写)の添付をお願いします。
再提出していただくことになります。また、不定期勤務の場合は特記事項記入欄にその旨ご記入し、翌年1月に源泉徴収票と交通費が確認できる書類をご提出ください。

★ 年金受給者について

Q 年金振込通知書・年金額改定通知書を紛失したので所得証明書でもいいですか？

所得証明書では直近の年金額が分からないため添付は不要です。
年金事務所でも年金振込通知書を再発行してもらってください。

Q 障害年金・遺族年金も提出が必要ですか？

全ての年金が対象です。各年金の直近の年金振込通知書(写)を提出してください。

Q 最近、障害年金を受給することになったため年金通知書がまだ届いておりません。

年金事務所でも「年金見込額照会回答票」を発行してもらい提出してください。
他の年金も同様です。

★ 年間収入について

Q パート・アルバイトの給与収入は給与明細の総支給額か差引支給額のどちらが対象になりますか？

手取り額の差引支給額ではなく、交通費等を含めた総支給額が対象になります。ご注意ください。

Q 年収130万円以内であるが、繁忙期で3ヵ月給与が認定基準を超えてしまいました。

特記事項記入欄に「〇月～〇月繁忙期」とご記入いただき、通勤交通費のわかる書類と源泉徴収票の写しをご準備出来次第提出してください。その上で判断します。

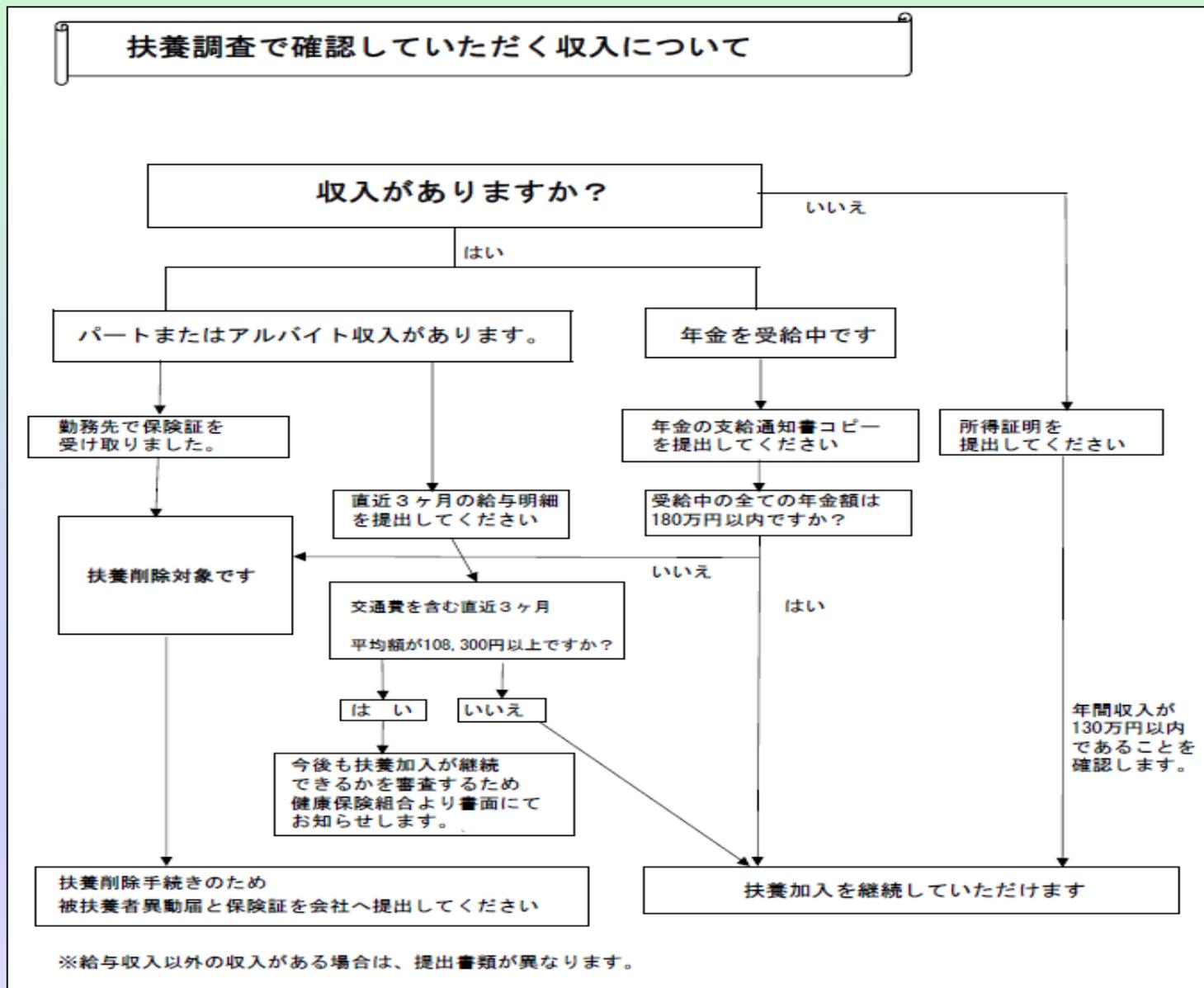
Q 年収130万円以内であるが、継続して4ヶ月以上認定基準を超えてしまいました。

繁忙期とみなすことは難しく、将来に向かって継続して認定基準を超える場合は、基準を超えた月から扶養削除となります。

★ 仕送り証明書について

Q 別居先が近いので、仕送りは手渡ししております。どうしたらいいでしょうか。

現金の手渡しは生計維持の証明にはなりません。第三者が確認できる公的な証明、「銀行振込明細」「現金書留差出人控え」など「誰が・誰に・いつ・いくら」仕送りをしたかがわかる書類を提出してください。



議題2

年収の壁・支援強化パッケージ 【適用関係業務】

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組※
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

※・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
**収入が一時的に上がったとしても、
事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。**

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

(フリーダイヤル・無料)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

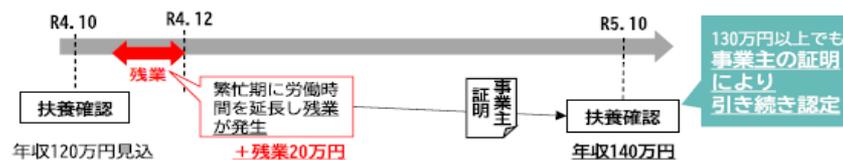
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、
本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表しました。

健康保険証の更新 【適用関係業務】

令和6年4月1日

事業主様
保険事務担当者様

ダイハツ系連合健康保険組合

「健康保険証」の更新について（お願い）

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、健康保険組合の事務所移転に伴い、「健康保険証」の更新を実施いたします。事業所の皆さまにおかれましてはご多忙のところ恐れ入りますが、下記のとおり進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 概要 健保組合の住所変更に伴い、変更後住所記載の「健康保険証」に更新
※新しい「健康保険証」は**令和6年4月1日交付**となっています
- 作業内容 旧保険証（緑色）を回収、新保険証（ピンク色）を配布
(1) 配布は世帯ごと封筒（1通あたり最大保険証4枚入り）
(2) 配布・回収リストをご用意しています（Excelデータおよび紙リスト）

(旧保険証)

(新保険証)



- ・保険者所在地の変更
- ・旧保険証(緑色)は必ず回収

- 対象 加入者全員（令和6年3月11日以降の加入者・再雇用者を除く）
- 送付時期 令和6年4月中旬～5月中旬（各事業所のご事情に合わせ送付）
※4月4日～12日に健保担当者より日程打合せのご連絡をいたします
- 送付方法 佐川急便「飛脚特定信書便1号」にて送付（個人情報保護対応）
- 回収期限 **令和6年6月28日（金）**【旧保険証（緑色）の健保返却期限】
- 注意事項 「新保険証」と「旧保険証」は交換でのお渡し为原则です
※新しい保険証を受取り後、旧保険証の個人破棄を防ぐため

ご不明点などございましたら健康保険組合までお問合せください。

TEL：06-6371-1453 FAX：06-6375-5052 メール：mail@daihoken.jp

事業主の皆さま

12月8日以降の届出は

住民票上の住所の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月8日以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「資格取得届」「被扶養者異動届」には『住民票上の住所』をご記載ください

- ☑『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です
- ☑『居所住所』は、健康診断のご案内など健保組合から加入者へ郵送物を送付する場合に必要です

12月8日以降、加入者の住所(住民票上の住所・居所)について変更があった際は、『住所変更届』で届け出てください。



各種届書の様式変更により記載方法がわかります

資格取得届

紙媒体

項目	記載欄	記載内容
住所	住所欄	住民票に記載された住所
居所	居所欄	現在居住している住所

住所欄の上段には、住民票に記載された住所をご記載ください。なお、現在居住している住所が住民票に記載されている住所と異なる場合は、下段に居住している住所をご記載ください。

電子媒体

4. 5. 2 資格取得届・70歳以上被用者該当届データレコード(健康保険組合提出)

項番29~32の【親番号(郵便番号)】、【子番号(郵便番号)】、【被保険者住所(カナ)】、【被保険者住所(漢字)】については住民票上の住所を入力します。なお、居所に関しては項番36「健康固有項目」に入力してください。

▲「被扶養者異動届」も同様に「住所」欄の記載方法が変わりますのでご注意ください

『住民票上の住所』が変更となった際は、被保険者または被扶養者における住所の変更を届け出てください。

「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバー』ほか必要な事項または、『住民票』に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)のいずれかが記載されている場合に、交付をさせていただきます(記入漏れがあった場合には返戻させていただきます場合があります)。

住民票上の住所はココで確認を!

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。



なお、マイナンバーの届出が遅延している場合は、健保組合によるオンライン資格確認等システムへのデータの登録のため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者のマイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業主のみなさまへ

医療保険のマイナンバー(個人番号)対応をお願いします



平成28年1月よりマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が開始され、今後健康保険組合が行う各種手続きでも、マイナンバーを利用した事務が行われる予定です。

事業主の皆様には、平成29年1月より当組合に提出する各種届出書等に被保険者や被扶養者(加入者)のマイナンバーを記入して頂くことになります。その準備として、既存の加入者からマイナンバーを取得する必要がありますので、よろしくお祈いします。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます)第14条及び健康保険法第197条に基づいて、事業主は健保組合へ加入者のマイナンバーを提供する必要があります。

1 なぜ、事業主がマイナンバーを取得する必要があるのですか? 事業主がマイナンバーを取り扱うことができますか?

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで従業員やご家族など加入者のマイナンバーが必要となります。

事業主のみなさまは、従業員やご家族などのマイナンバーが書かれた書面の提出等の事務を行うため、その事務の範囲内でマイナンバーを取り扱うことができます。マイナンバーを取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者(健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」)や、これらの手続を取次ぐ者(事業主「個人番号関係事務実施者」)に限定されています。

2 マイナンバーは医療保険以外に使いますか?

事業主の方は、法令に基づいて、従業員等の方々のマイナンバーを健康保険に関連する事務以外に、年金や雇用保険、労災保険等の各種社会保険や年末調整等の税の事務にも利用することができます。

※番号法別表第一に基づく主務省令(平成26年内閣府総務省令第5号)

マイナンバーは制度上、個人情報の中でも特殊なものとして位置付けられていますので、従業員等の方々から最初にマイナンバーの提示を受ける際に、利用する事務などを全て具体的に示すことで、それぞれの事務に利用することができます。

(5「マイナンバーを取り扱う上での注意事項」をご覧ください)

議題2

住民票の住所と居所住所(2) 【適用関係業務】

健康保険被保険者資格取得届及び決定通知書														
月分保険料調定済														
<table border="1"> <tr> <td>常務理事</td> <td>事務長</td> <td>課長</td> <td>主任</td> <td>係員</td> </tr> </table>										常務理事	事務長	課長	主任	係員
常務理事	事務長	課長	主任	係員										
被保険者証の記号	健康保険被保険者資格取得届及び決定通知書													
被保険者証の番号	フリガナ 氏名	種別 (性別)	生年月日	資格取得年月日	標準報酬月額 ① ② ③	被扶養者の有無	適用							
		1 5 2 6 3 7	昭 5 年 月 日	令和 年 月 日	円 千円	有 無	新規 再雇用 短時間							
住民票の住所	〒							電話番号						
※居所住所	〒							電話番号						
個人番号														

フリガナ 氏名	種別 (性別)	生年月日	資格取得年月日	標準報酬月額 ① ② ③	被扶養者の有無	適用
	1 5 2 6 3 7	昭 5 年 月 日	令和 年 月 日	円 千円	有 無	新規 再雇用 短時間
住民票の住所	〒					電話番号
※居所住所	〒					電話番号
個人番号						

※居所住所欄は、住民票の住所と居所が違う場合に記入してください。

令和 年 月 日提出

事業所所在地 〒	-
事業所名称	
事業主名	
電話番号	

社会保険労務士の提出代行者

ダイハツ系連合健康保険

健康保険被扶養者異動届及び決定通知書														
受付日付印														
<table border="1"> <tr> <td>常務理事</td> <td>事務長</td> <td>課長</td> <td>主任</td> <td>係員</td> </tr> </table>										常務理事	事務長	課長	主任	係員
常務理事	事務長	課長	主任	係員										
この届書は被扶養者に異動(増減)を生じたときに、その日から5日以内に事業主を経由して組合へ提出してください。														
1. 記号	2. 性別	3. 氏名	4. 生年月日	5. 資格取得年月日	6. 標準報酬月額	7. 事業所所在地	8. 事業所名称	9. この届が受理された後の被扶養者数	10. この届が受理される前の被扶養者数					
	男・女	氏名	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	円 千円	〒	事業所名称							
被扶養者							事業主名							
住民票の住所	〒													
※居所住所	〒													
<p>記入注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「11」「13」「14の元号」「18」あてはまるどちらかに○をつけてください。 「15」には「妻」「内縁の妻」「長男」「養子」「妻の子」「孫」「実父母」「養父母」「兄弟姉妹」など詳しく書いてください。 「16」には職業の文字にこだわらず「乳幼児」「小学1年」「大学1年」「パート」「年金」「利子収入」「自営業」「無職」など、その実態がわかるように書いてください。 「20」には「出生」「結婚」「養子縁結」「退職」「収入減」「雇用保険受給終了」「死亡」「離職」「収入増」「雇用保険受給開始」などと具体的に書いてください。 「扶養減」の場合、「個人番号」は被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です。 														
<table border="1"> <tr> <td>確認欄</td> <td>下記を確認のうえ、左に○をご記入ください。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか、申請者本人が確認をしている。</td> </tr> </table>										確認欄	下記を確認のうえ、左に○をご記入ください。	<input type="checkbox"/>	この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか、申請者本人が確認をしている。	
確認欄	下記を確認のうえ、左に○をご記入ください。													
<input type="checkbox"/>	この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか、申請者本人が確認をしている。													
11. 増・減の区別	12. フリガナ氏名	13. 性別	14. 生年月日	15. 続柄	16. 職業	17. 月平均収入	18. 世帯別	19. 扶養を始めた日または扶養を失った日	20. 扶養を始めた理由または扶養を失った理由					
被扶養者		男・女	昭和 年 月 日			円	同世帯 別世帯	令和 年 月 日						
個人番号														
備考														

上記の者が被扶養者と(認定・削除)されましたので通知します。

- 「資格取得届」「被扶養者異動届」に
住民票の住所も記入
- オンライン資格確認等システムに正しい
データを登録するために必要
- マイナンバーも記入(従来通り)

議題2

住民票の住所と居所住所(3) 【適用関係業務】

被保険者被扶養者 氏名・生年月日・住所等変更(訂正)届

フリガナ、氏名、性別、生年月日を変更(訂正)する場合は、健康保険証の添付が必要です。

変更年月日	令和 年 月 日			
記号	番号	被保険者	変更の 対象者	続柄

変更(訂正)する項目のみ、記入してください。

変更(訂正)前		変更(訂正)後	
フリガナ		フリガナ	
氏名	性別 男・女	氏名	性別 男・女
生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日 生	生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日 生
住民票住所	〒 TEL ()	住民票住所	〒 TEL ()
居所住所	〒 TEL ()	居所住所	〒 TEL ()
住所訂正シール必要枚数(未記入の場合は不要とみなします)		枚	
※1 あなたが被保険者の場合、被扶養者とは (同居・別居・単身赴任)		※2 あなたが被保険者の場合、被扶養者とは (同居・別居・単身赴任)	
※2 あなたが被扶養者の場合、被保険者とは (同居・別居)		※3 あなたが被扶養者の場合、被保険者とは (同居・別居)	

住民票を異動していない場合でも、現住所(居所)を届出してください。なお、被保険者の住所を中心とします。2ページ目参考例がありますのでご覧ください。

※2 (同居・別居) の該当する方に ○ を付けてください。

被保険者と被扶養者が一緒に転居する場合は、届出は被保険者の1枚だけ提出してください。

※3 (同居・別居) の該当する方に ○ を付けてください。

これまでは被保険者と同居していたが、別居(例、進学など)する場合は、この届出ではなく「遠隔地者住所登録届」を提出してください。

上記の通りお届け致します。

ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿

事業所の名称及び所在地

2024.4改定

事業主 名



- ・「住所変更届」「遠隔地者住所登録届」に
住民票の住所も記入
- ・オンライン資格確認等システムに正しい
データを登録するために必要

遠隔地者住所登録届

記号	番号	被保険者氏名		事業所					
被保険者住所	〒 -	申請の事由	単身赴任	学校	別居	その他()			
遠隔地に居住する被扶養者	氏名	住所							
	住民票住所	〒 -							
	居所住所	〒 -							
	住民票住所	〒 -							
居所住所	〒 -								
確認欄		下記を確認の上、左に☑をご記入ください。							
<input type="checkbox"/>		この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。							

☆住民票住所と居所住所が異なる場合は、両方に記入してください。

☆住民票住所と居所住所が同じ場合は、住民票住所に記入してください。

☆配偶者・子(学生、予備校生のみ)以外の続柄の方は振込み明細など仕送りを証明する書類を添付してください。仕送りは原則として現金の手渡しは認められません。銀行振り込み書・現金書留差出人控え等の写しが必要です。

☆遠隔地でなくなった時は『住所変更届』の提出もしくは健康保険組合へご連絡ください。

上記の通り申請します。
申請年月日 令和 年 月 日
ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿

2024.4改定

(令和6年3月時点)

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

今後の手続きの流れ

A. 資格情報の通知

- ・事業所経由で**全員**
- ・R6.10月までに健保から発行

B. カード保険証の発行ストップ (R6.12/2)

- ・マイナ保険証で受診

! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

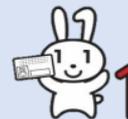
マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



「マイナ保険証」って、なに？

1 病院で「マイナ保険証」を出してくださいと言われたけど、どういうこと？

2 健康保険証は2024年12月2日に廃止されます。マイナ保険証とはマイナンバーカードに保険証利用登録を行ったものです。

今からマイナ保険証で受診できるの？

すでに始まっています。マイナ保険証にはこんなメリットがありますよ

医療費の3割の支払いで済みます

高額の医療費がかかる場合でも、窓口負担を一定額に抑えることができます

どの医療機関に行っても医師があなたの過去の診療記録を確認して適切な治療を受けることができます

旅行先や災害時でもマイナ保険証があれば、いつもの家のほうが受けられ安心です

※同様の奨励

3 マイナ保険証を持っていないとどうなるの？

窓口での負担額が高くなる場合があります。マイナ保険証で受診してくださいね

POINT マイナ保険証でオンライン資格確認を行うための手続き

- ① マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードを取得
- ② マイナンバーカードに保険証利用の登録（マイナ保険証としての利用が可能に）
- ③ 事業主へ個人番号を提出（事業主が健保組合へ提出、健保組合がオンライン資格確認システムに個人番号を登録）
- ④ 医療機関を受診した際には、医療機関に設置されているカードリーダーへマイナ保険証を置いて本人確認

📢 健保組合からお伝えしたいこと

健保組合では、誤登録再発防止のため、マイナンバー紐づけ登録時に、本人確認のため氏名・生年月日に加え住民票住所まで正確に確認する再発防止策を講じています。これらの対策により安心・安全にマイナ保険証がご利用いただけます。医療機関で受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。当組合の全加入者がマイナ保険証を利用することで、健保組合の事務効率化が図られ、適切な保険料利用につながります。保険証の利用登録がお済みでない場合は、本リーフレットを参考に早めに利用登録をお願いします。

保険者が行っている安心、安全のための対応策について、動画をご覧ください。

デジタル庁作成動画 ▶ 【報告と対策】



当健保組合は加入者の皆さまの健康増進を図り、良質で効率的な医療を受けられるよう、加入者の皆さまの安心・安全実現のために努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

厚生労働省
からの
お知らせ

被保険者数が51人以上の企業等の

事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現在

被保険者数
101人以上の企業等

令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

議題3

加入希望者への事前説明について 【任意継続制度】

任意継続保険加入希望者への事前説明について

加入希望者様へ事前に仕組みや保険料についてなど、ご説明を頂いていますが、保険料納付額の間違いや、仕組みについてご理解を頂いていない被保険者様が大変多く見受けられます。

ご加入希望者の皆様への補足説明にご利用いただくようお願い致します。

■保険料について

- ・会社で退職する際に保険料の話聞いたが、退職後20日以内に振り込まないといけないという事は聞いてない。
- ・口座振替依頼書を書いて提出したから、すぐに引き落としがはじまるものだと思いき、2~3ヶ月分を先に支払わないといけないとは、思っていなかった。
- ・支払う保険料の金額や振込宛先などは会社から一切の説明はない。辞めた後に健康保険組合に聞いて、言われたとおりにすればいいと言われた。

など、初回の保険料の支払い方などについて行き違いが生じてトラブルにつながったケースがたくさんあります。

保険料のお支払方法や期限についてのご案内を必ずしていただけますようお願い致します。

■入金時期について

- ・資格喪失日前に入金をされる方が非常に多くなっています。保険料は振り込んだのに、保険証がいつまで待っても発行されないというご連絡が多くなっています。資格喪失日以降に保険料をお支払いいただくことで、保険証の発行等の加入手続きが速やかに行なわれます。
- また、前納保険料のご入金額相違が大変多くなっております。ご案内をいただく際に、健康保険組合までご確認をお願い致します。

保険証の発送(3点が揃ってから)

1. 資格喪失届
 - ・事業所⇒健保
 - ・FAX、メール添付も可
2. 任意継続資格取得申出書
 - ・個人⇒事業所⇒健保
3. 保険料の入金
 - ・個人⇒健保
 - ・事業所ご担当者から金額をお伝えください
 - ・退職日の翌日以降(必ず!)

ホームページに配布用の説明用紙を掲載しています。ご活用ください。

ホームページに計算方法・早見表は載っていますが、念のため健保組合に事前にご確認ください(メール・電話)

議題3

途中脱退について【任意継続制度】

任意継続被保険者が任意で資格喪失を申し出ることが可能に

従来、任意継続保険の資格喪失事由は下記の6つに定められていました。

- 1、任意継続被保険者となった日から起算して2年が経過した。
- 2、被保険者が死亡したとき
- 3、保険料が納付期日までに納付されなかったとき
- 4、就職により新しく被保険者になったとき
- 5、船員保険の被保険者になったとき
- 6、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

2022年1月からは上記6つの事由に該当しなくても、国民健康保険料のほうが安いので切り替えたい、または家族の健康保険に被扶養者として加入するなど、本人が希望すれば任意継続を辞めることができます。

■資格喪失日について

・申し出が受理された日の属する月の翌月1日

例) 令和4年4月10日に被保険者が申出⇒令和4年5月1日で資格喪失

■納付済の保険料について

・保険料を前納している場合は、未経過期間に係る保険料を還付します。

手続きには事前に資格喪失申出書の提出が必要です。

申出書は健康保険組合に事前にご連絡をいただければ、手続き方法を説明し申出書をお送りいたします。

脱退の理由が自由に

- 国保の保険料が安い
- 家族の扶養に入る 等

健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書													
								常務理事	事務局長	課長	主任	係員	
申請年月日	令和		年	月	日								
被保険者証	記号	200	番号			氏名			生年月日	昭・平	年	月	日(歳)
住所	〒							電話番号	()				
資格喪失の事由(該当項目の□にレ印をご記入ください。)													
資格喪失年月日		令和		年	月	日							
<input type="checkbox"/> 任意継続被保険者の資格喪失を希望するため(令和4年1月1日施行) 健保組合がこの申出書を受理した日の属する月の翌月1日が資格喪失日となります(例 令和4年2月20日受理 → 令和4年3月1日が資格喪失日)。 保険料を前納している場合でも資格喪失が可能です。なお、未経過期間がある場合は保険料を還付します。 保険証は翌月1日以降に健保組合に送付してください。なお、申出後の取消は出来ません。													
<input type="checkbox"/> 健康保険または船員保険の被保険者資格を取得したため 就職先の健康保険または船員保険の記号番号 記号 番号 適当事業所または船舶所有者の名称および所在地 資格取得年月日 令和 年 月 日													
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度の被保険者となったため 後期高齢者医療の被保険者証の被保険者番号 都道府県後期高齢者医療広域連合の名称 () 後期高齢者医療広域連合 資格取得年月日 令和 年 月 日													
上記の事由に該当するため、申出します。													
下記を確認の上、左に☑をご記入ください。													
<input type="checkbox"/> この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。													
ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿										<健保処理欄>			
保険証		有		無									
返金		有		無									
返金日		令和		年	月	日							

必ず添付してください。

議題3

被扶養者の継続加入について 【任意継続制度】

任意継続加入時の被扶養者確認について

任意継続へ加入いただくにあたり、被扶養者の現状について伺っています。

任意継続加入前の資格喪失手続き時に、子のみを扶養している場合は被扶養者として継続して加入はしていただきません。
被保険者が退職し無職無収入になるため、配偶者が加入している健康保険へお子様の扶養替えをお願いしております。

尚、特別な事情により子を扶養から削除できない場合は状況を確認するため必要書類を提出頂く場合や、ご事情を直接伺うことがあります。

■手続きのタイミングについて

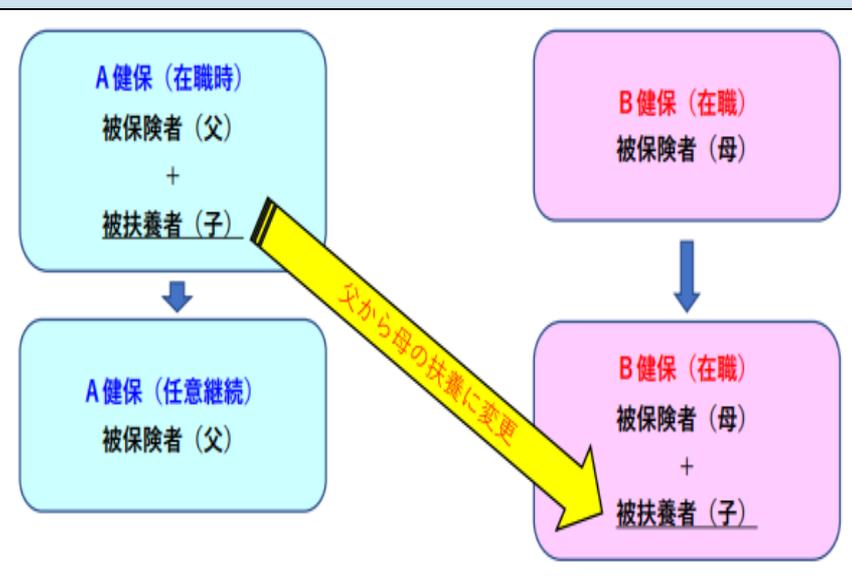
扶養者削除手続きは、被保険者の資格喪失届を提出される際に、ともにお届けをいただくことになります。

削除手続き後、健康保険組合から扶養者の資格喪失証明書を発行しご自宅宛に郵送致します。

ご不明な点がございましたら、担当者までお知らせください。

・被保険者(父) + 被扶養者(子)
【妻は就職により自身で被保険者資格あり】

・夫が無収入になる
→主として生計をみるとは言えない
→**扶養の子は母の扶養に**



議題4

令和6年度保健事業計画

令和6年度保健事業実行計画(データヘルス計画)

1/6

項目	令和5年度実行計画の概要	5年度見込額 (千円)	令和6年度実行計画(案)	6年度予算額 (千円)
特定健康診査	40歳から74歳までの本人・家族に対し平成20年度より健康保険組合に義務付けられた特定健康診査を実施。 【被保険者は事業主の行う定期健診に含まれる。】 【任意継続者及び被扶養者は契約医療機関及び市町村窓口にて実施】 令和2年度より特定健診一部負担金を無料化。(自己負担1,000円を廃止)	1,390	40歳から74歳までの本人・家族に対し平成20年度よりスタートした特定健康診査を実施する。 【被保険者は事業主の行う定期健診に含まれる。】 【任意継続者及び被扶養者は契約医療機関及び市町村窓口にて実施】 令和2年度より特定健診一部負担金を無料化。(自己負担1,000円を廃止)	1,435
小計		1,390		1,435
特定保健指導	40歳から74歳までの方で特定健診受診後、メタリックシンドローム該当者及び予備群と判定された方に特定保健指導を実施する。	2,197	40歳から74歳までの方で特定健診受診後、メタリックシンドローム該当者及び予備群と判定された方に特定保健指導を実施する。 ドラッグストアを活用した来店型およびICTを使った特定保健指導を実施。 対象者にDM・電話で直接アプローチし参加を促す。	3,292
小計		2,197		3,292
保健指導	1. 連合会機関誌配布 (イ)健康保険誌・すこやか健保 健康保険誌は毎月全事業所に配布、すこやか健保は毎月議員に配布	298	健康保険誌 @737円×29社×12月=265,320円(税込・送料込) すこやか健保 @77円×35名×12月=32,340円(税込) 健康保険誌は毎月全事業所に配布、すこやか健保は毎月議員に配布	298
保健指導	2. 組合広報誌等配布 (ア)『D.Kenpo』 令和2年度は発行回数2回。	1,493	◎組合の事業PRや保健意識向上のため、不可欠。(平成22年度より2回) (ア)『D.Kenpo』@55円×13,400部×2回=1,493,155円(送料込)	1,507
保健指導	(イ)育児雑誌配布 (イ)赤ちゃん和妈妈 平成23年度配布分より中止	0	(イ)赤ちゃん和妈妈配布 中止	0
保健指導	(ク)シルバー情報誌配布 (ク)スーパーエイジ配布 平成22年度秋配布分より中止。	0	(ク)スーパーエイジ配布 中止	0
保健指導	(エ)健康保険のしおり (エ)健康保険のしおり 平成22年度より組合内製	0	(エ)健康保険のしおり 廃止、組合内製分をホームページにて提供済。	0
保健指導	(オ)パンフレット配布 (オ)パンフレット等配布 マイナ保険証啓発パンフレット	66	(オ)パンフレット配布 @25円×13,694部=342,350円 健康保険制度の啓発等パンフレットの随時配布(必須配布時に備え計上)	343
保健指導	(カ)組合カレンダー配布 (カ)組合カレンダー配布 平成22年度より中止	0	(カ)組合カレンダー配布 中止	0
保健指導	(キ)医療費通知配布 (キ)医療費通知配布 年1回(令和4年1月～11月分を配布)	430	(キ)医療費通知配布 @35円×13,694枚×1回=479,290円(送料込)	480
保健指導	(ク)ジェネリック医薬品通知 (ク)ジェネリック医薬品差額通知配布 対象とした述べ約4,200人に配布	1,530	(ク)ジェネリック医薬品差額通知配布	
保健指導	(ケ)柔整師適正化通知 (ケ)柔整師適正化通知 柔整師の頻回受診者・高額請求者へ啓発	122	@35円×13,694枚×3回=1,437,870円(送料込)	1,438
保健指導	(コ)ホームページ運用 (コ)組合ホームページ管理運用費 0円	0	(ケ)柔整師適正化通知 @11円×13,694部=150,634円(送料込)	151
保健指導	(サ)共同保健指導宣伝 (サ)共同保健指導宣伝 健康保険組合連合会費として一括支払い	0	(コ)組合ホームページ管理運用費 30,000円	30
保健指導	(シ)その他 (シ)その他消耗品等	117	(サ)共同保健指導宣伝 健康保険組合連合会費として一括支払い	0
宣伝費	3. 健康者表彰 前年6月1日～当年5月31日までの1年間本人、家族共に療養の給付を受けなかった被保険者の健康家庭を表彰する。 平成25年度より中止 一律5,000円のギフト券を贈呈 @ 5,000円×0人= 0円	0	令和6年度も中止	0
費用	4. その他諸会議費等 (含事務担当者会議) 保険事務担当者会議開催(令和4年度未開催) コロナ禍により未開催	22	保険事務担当者会議(年1回)開催【健康管理相談会開催含む】 @3,000円×20人×1回=60,000円	60
小計		4,078		33,007

議題4

令和6年度保健事業計画

令和6年度保健事業実行計画(データヘルス計画)

2/6

項目	令和5年度実行計画の概要	5年度見込額 (千円)	令和6年度実行計画(案)	6年度予算額 (千円)																									
疾病予防費	1. 生活習慣病対策 (イ)通院人間ドック	<p>☆平成23年度より対象年齢、補助基準及び補助限度額を改正。 検診費用の7割を組合が負担する。(消費税は本人負担) 補助金支給限度額は28,000円とする。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <tr> <td>A 検診費用</td> <td>入院 62,000円</td> <td>日帰り 40,000円</td> </tr> <tr> <td>B 消費税</td> <td>6,200円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>C 組合負担</td> <td>限度額 28,000円</td> <td>A×0.7=28,000円</td> </tr> <tr> <td>本人負担額</td> <td>A+B-C=40,200円</td> <td>A+B-C=16,000円</td> </tr> </table> <p>※40歳以上の方を対象とする。</p>	A 検診費用	入院 62,000円	日帰り 40,000円	B 消費税	6,200円	4,000円	C 組合負担	限度額 28,000円	A×0.7=28,000円	本人負担額	A+B-C=40,200円	A+B-C=16,000円	15,698	<p>検診費用の7割を組合が負担する。(消費税は本人負担) 補助金支給限度額は28,000円とする。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <tr> <td>A 検診費用</td> <td>入院 62,000円</td> <td>日帰り 40,000円</td> </tr> <tr> <td>B 消費税</td> <td>6,200円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>C 組合負担</td> <td>限度額 28,000円</td> <td>A×0.7=28,000円</td> </tr> <tr> <td>本人負担額</td> <td>A+B-C=40,200円</td> <td>A+B-C=16,000円</td> </tr> </table> <p>※40歳以上の方を対象とする。</p>	A 検診費用	入院 62,000円	日帰り 40,000円	B 消費税	6,200円	4,000円	C 組合負担	限度額 28,000円	A×0.7=28,000円	本人負担額	A+B-C=40,200円	A+B-C=16,000円	15,400
	A 検診費用	入院 62,000円	日帰り 40,000円																										
	B 消費税	6,200円	4,000円																										
	C 組合負担	限度額 28,000円	A×0.7=28,000円																										
	本人負担額	A+B-C=40,200円	A+B-C=16,000円																										
	A 検診費用	入院 62,000円	日帰り 40,000円																										
	B 消費税	6,200円	4,000円																										
	C 組合負担	限度額 28,000円	A×0.7=28,000円																										
	本人負担額	A+B-C=40,200円	A+B-C=16,000円																										
	(ロ)生活習慣病健診 (集団健診)	<p>本人、家族を対象に各事業所へ検診車を派遣して生活習慣病健診を実施する。健診費用の7割を補助する。 ※平成23年度より対象年齢を40歳以上の方に改正する。 【平成23年度よりC型肝炎検査補助は中止する】 【平成17年度より集団健診に血液検査追加項目補助(7割)を含む。】</p>	35,430	<p>本人、家族を対象に各事業所へ検診車を派遣して生活習慣病健診を実施する。健診費用の7割を補助する。 ※平成23年度より対象年齢を40歳以上の方に改正。 【平成23年度よりC型肝炎検査補助は中止】 【平成17年度より集団健診に血液検査追加項目補助(7割)を含む。】</p>	36,555																								
(ハ)胃部検診	<p>本人、家族を対象に各事業所に検診車を派遣して実施する。 (集団胃部検診=間接撮影) 検診費用の7割を補助する。 ※平成23年度より対象を40歳以上の希望者に改正する。</p>	3,056	<p>本人、家族を対象に各事業所に検診車を派遣または血液検査にて実施する。 (集団胃部検診=間接撮影・ABC検診いずれか) 検診費用の7割を補助する。 ※平成27年度より血液による胃がんリスク検査を追加。 ※平成23年度より対象を40歳以上の希望者に改正。</p>	3,234																									
(ニ)大腸がん検診	<p>本人、家族を対象に各事業所へ検診車を派遣した時(生活習慣病健診)に希望者に実施する。検診費用の7割を補助する。 ※平成23年度より対象を40歳以上の希望者に改正する。</p>	2,887	<p>本人、家族を対象に各事業所へ検診車を派遣した時(生活習慣病健診)に希望者に実施する。検診費用の7割を補助する。 ※平成23年度より対象を40歳以上の希望者に改正。</p>	2,957																									
(ホ)乳がん検診	<p>女性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正して実施。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	157	<p>平成23年度より女性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	154																									
(ヘ)子宮がん検診	<p>女性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正して実施。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	70	<p>平成23年度より女性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	116																									
(ト)前立腺がん検診	<p>男性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正して実施。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	1,974	<p>平成23年度より男性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	2,079																									
(チ)骨粗鬆症検診	<p>女性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正して実施。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	21	<p>平成23年度より女性本人、家族の40歳以上の希望者に対象を改正。 健診機関または病院での検査費用の7割を補助する。</p>	16																									
(リ)流感対策事業	<p>本人・家族を対象にインフルエンザの予防措置としての予防接種に対し補助金を支給する。(平成12年度よりの実施) 補助額は平成22年度より1人当たり1,000円に改正。</p>	9,637	<p>本人・家族を対象にインフルエンザの予防措置としての予防接種に対し補助金を支給する。(平成12年度よりの実施) 補助額は1人当たり1,000円 ①1,000円×10,000人=10,000,000円</p>	10,000																									
				34																									

議題4

令和6年度保健事業計画

令和6年度保健事業実行計画(データヘルス計画)

3/6

項目	令和5年度実行計画の概要	5年度見込額 (千円)	令和6年度実行計画(案)	6年度予算額 (千円)	
疾病予防	2. 救急薬無償配布	令和5年度は中止(有償斡旋を年2回行い対応) 令和5年度有償斡旋について、健保よりの補助は中止。	0	令和6年度についても中止(有償斡旋を年2回行い対応) 令和6年度有償斡旋についても、健保よりの補助は中止。	0
	3. 保健師活動 * 保健師による個別保健指導	生活習慣病健診等の健康診断データ等による事後指導、食事療法指導、ストレス解消法、心の健康指導を目標として実施する。 常勤保健師1人、委託保健師1人、計2人を事業所に派遣する。 ①保健師人件費及び社会保険料等 (イ)常勤保健師 7,017,000円 (ロ)委託保健師 572,000円 ②巡回交通費及び日当手当 1,196,000円 ③外部研修会、講習会参加費用 8,000円 ④保健師連絡合同研究会費その他 0円 ⑤大阪連合会保健師連絡協議会費 8,000円 ⑥インターネット活用及び通信諸費 75,000円 ⑦指導用具及び教材購入費 135,000円 計 9,011,000円	9,011	生活習慣病健診等の健康診断データ等による事後指導、ストレス解消法、心の健康指導を目標として実施する。 常勤保健師1人、委託保健師2人、計3人を事業所に派遣する。 ①保健師人件費及び社会保険料等 (イ)常勤保健師 7,191,000円 (ロ)委託保健師 572,000円 ②巡回交通費及び日当手当 1,480,000円 ③外部研修会、講習会参加費用 10,000円 ④保健師連絡合同研究会費その他 14,000円 ⑤大阪連合会保健師連絡協議会費 8,000円 ⑥インターネット活用及び通信諸費 75,000円 ⑦指導用具及び教材購入費 150,000円 計 9,500,000円	9,500
	4. 家族健診	平成24年度より対象を40才以上の被扶養者(女性)と任意継続被保険者(男性・女性)に改正。健診費用は一定基準額を補助する。 * 40歳から74歳の方については特定健診を兼ねる。 本健診のみ受診者自己負担を無料化。 ①巡回主婦健診委託料 14,577,000円 ②雑費 398,000円 ③健診受診勧奨通知発送 233,000円 計 15,208,000円	15,208	平成24年度より対象を40才以上の被扶養者(女性)と任意継続被保険者(男性・女性)に改正。健診費用は一定基準額を補助する。 * 40歳から74歳の方については特定健診を兼ねる。 令和2年度より基本健診のみ受診者自己負担を無料化。 ①巡回主婦健診委託料 15,000,000円 ②雑費 250,000円 ③健診受診勧奨通知発送 300,000円 計 15,550,000円	15,550
費	5. 精密検診	* 健診費用は全額組合負担とする。 平成21年度にて終了。 平成22年度より廃止。	0	平成21年度にて終了。 平成22年度より廃止。	0
	6. 早期受診勧奨	健診受診データ、レセプトを分析し、生活習慣病罹患患者で未受診、放置者を抽出。受診必要性理解のためのパンフレットと受診勧奨通知を送付。早期受診により生活習慣病の重症化を予防し医療費の節減に繋げる。 令和元年度より実施。 糖尿病予備群・高血圧未受診者への受診勧奨を実施。(258名に実施)	698	健診受診データ、レセプトを分析し、生活習慣病罹患患者で未受診、放置者を抽出。受診の必要性理解のためのパンフレットと受診勧奨通知を送付。早期受診により生活習慣病の重症化を予防し医療費の節減に繋げる。 糖尿病予備群・高血圧等未受診者を予定。(320名程度を見込む) 986,000円	986

申込用紙発送(事業所宛・5月9日)
申込×切(事業所・6月5日)

対象者の自宅宛に
案内直送(5月9日)

議題4

令和6年度保健事業計画

令和6年度保健事業実行計画(データヘルス計画)

4/6

項目	令和5年度実行計画の概要	5年度見込額 (千円)	令和6年度実行計画(案)	6年度予算額 (千円)
疾病予防 費	7. 電話受診指導助奨 受診の必要性理解のためのパンフレットと受診勧奨通知送付時にアンケートを同封し、回答者に電話で受診指導・受診助奨を実施する。 糖尿病予備群・高血圧未受診者への受診指導。(11名に実施) 令和2年度からの新規事業	58	受診の必要性理解のためのパンフレットと受診勧奨通知送付時にアンケートを同封し、回答者に電話で受診指導・受診助奨を実施する。 糖尿病予備群・高血圧未受診者への受診指導。(20名程度を見込む)	176
	8. 電話健康相談事業 * 全被保険者・被扶養者を対象として電話(フリーダイヤル)による健康相談や生活習慣指導、疾病予防・管理相談を行う。 令和元年度にて終了。 令和2年度より廃止。	0	令和元年度にて終了。 令和2年度より廃止。	0
	9. メンタルヘルス電話相談 * 電話健康相談事業にて対応し、メンタルヘルスのみに特化した電話相談については中止する。 平成23年度より中止	0	* 電話健康相談事業にて対応し、メンタルヘルスのみに特化した電話相談については中止する。 平成23年度より中止	0
	10. 歯科指導教育事業 口腔観察による歯科処置の勧告及びカウンセリング、歯石除去、ブラッシング指導などを実施する。歯科医師1名、衛生士4名で構成、各事業所へ巡回指導。1日100人程度 1人 15分~20分程度 @4,000円×1,478人= 5,912,000円 家族歯科共同事業 @4,000円×568人= 2,272,000円 その他諸経費 762,000円 計 8,946,000円	8,946	口腔観察による歯科処置の勧告及びカウンセリング、歯石除去、ブラッシング指導などを実施する。歯科医師1名、衛生士4名で構成、各事業所へ巡回指導。1日100人程度 1人 15分~20分程度 @4,000円×1,500人= 6,000,000円 家族歯科共同事業 @4,000円×600人= 2,400,000円 その他諸経費 600,000円 計 10,000,000円	9,000
	11. 健康指導教室 (喘息・禁煙等支援) 生活習慣病の原因となる諸問題について、希望される方々にその生活習慣改善の手助けとしての各種補助や指導を行う。 禁煙バッチ補助を実施 上部団体の全額補助による禁煙サポート事業を実施(28人参加) 喘息支援事業(隔年実施) 804,200円	804	生活習慣病の原因となる諸問題について、希望される方々にその生活習慣改善の手助けとしての各種補助や指導を行う。 健康支援事業 300,000円 禁煙支援 18,000円 ※上部団体の全額補助による禁煙サポート事業も継続実施。	318
小計		103,655		106,041
体育奨励費	1. 健康づくり教室開催 (生活習慣改善奨励) 生活習慣病予備群を対象に生活習慣改善と健康維持のため、事業所において健康教室を実施する。完遂後、実績報告書を提出。 ◎健康づくり教室開催の補助金として1人当たり500円を補助。 【健康増進のためのイベント、ウォーキング大会、体力測定、保健婦集合教育、ヘルスアップセミナー等】平成23年度より廃止	0	平成23年度より廃止	0
				36

議題4

令和6年度保健事業計画

令和6年度保健事業実行計画(データヘルス計画)

5/6

項目	令和5年度実行計画の概要	5年度見込額 (千円)	令和6年度実行計画(案)	6年度予算額 (千円)																																				
2. 体力づくり活動 (体育奨励費補助)	職場体力づくりの一環として各事業所において実施する。 予め計画書を提出すること。完遂後、実績報告書を提出、これに基づき補助金を支給する。 補助額は被保険者1人当たり600円程度 平成25年度より中止	0	平成25年度より中止 名目計上	1																																				
小計		0		1																																				
1. 在宅介護サービス 費用補助	令和5年度は中止 (介護保険法の活用が可能のため)		令和6年度についても中止 (介護保険法の活用が可能のため)																																					
2. 介護機器リース料 費用補助	令和5年度は中止 (介護保険法の活用が可能のため)		令和6年度についても中止 (介護保険法の活用が可能のため)																																					
3. 在宅訪問指導事業	業者に委託し実施。(前期高齢者の医療費適正化のため、希望者へ電話での健康相談を行い、健康維持と在宅療養の推進をはかる。) ☆電話健康相談事業 185名に実施 4,390,000円	4,390	業者に委託し実施。(前期高齢者の医療費適正化のため、希望者へ電話での健康相談を行い、健康維持と在宅療養の推進をはかる。) ☆電話健康相談事業:65歳以上の全対象者にアプローチし、希望者に実施。	4,488																																				
小計		4,390		4,488																																				
1. 保養所利用料補助	日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト指定の宿泊施設並びにダイハツ健保保養書「ラコンテ有馬」、厚生年金福祉施設他を利用する被保険者およびその家族に補助金を支給する。 【平成24年度より支給額、支給基準を改正】 【令和2年度よりラコンテ有馬利用者に対する補助金を新設】 ①日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト、JR利用(往復201km以上、大人2人以上)は運賃割引。1回同一行程の旅行に対する補助。 ②日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト、厚生年金福祉施設他の利用回数は、年1回、1回1泊を限度として補助。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人</th> <th>家族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本交通公社他2社</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>ラコンテ有馬</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金福祉施設</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>公営国民宿舎・休暇村</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ハイツ・いこいの村</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③利用人数 各種団体利用者については、1回につき、事業所被保険者数の2割を限度とする。		本人	家族	日本交通公社他2社	2,000円	1,500円	ラコンテ有馬	2,000円	1,500円	厚生年金福祉施設	1,500円	1,000円	公営国民宿舎・休暇村	1,500円	1,000円	ハイツ・いこいの村	1,500円	1,000円	日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト指定の宿泊施設並びにダイハツ健保保養書「ラコンテ有馬」、厚生年金福祉施設他を利用する被保険者およびその家族に補助金を支給する。 【令和2年度よりラコンテ有馬利用者に対する補助金を新設】 ①日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト、JR利用(往復201km以上、大人2人以上)は運賃割引。1回同一行程の旅行に対する補助。 ②日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト、ラコンテ有馬、厚生年金福祉施設他の利用回数は、年1回、1回1泊を限度として補助。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人</th> <th>家族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本交通公社他2社</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>ラコンテ有馬</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金福祉施設</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>公営国民宿舎・休暇村</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ハイツ・いこいの村</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③利用人数 各種団体利用者については、1回につき、事業所被保険者数の2割を限度とする。		本人	家族	日本交通公社他2社	2,000円	1,500円	ラコンテ有馬	2,000円	1,500円	厚生年金福祉施設	1,500円	1,000円	公営国民宿舎・休暇村	1,500円	1,000円	ハイツ・いこいの村	1,500円	1,000円	343	365
	本人	家族																																						
日本交通公社他2社	2,000円	1,500円																																						
ラコンテ有馬	2,000円	1,500円																																						
厚生年金福祉施設	1,500円	1,000円																																						
公営国民宿舎・休暇村	1,500円	1,000円																																						
ハイツ・いこいの村	1,500円	1,000円																																						
	本人	家族																																						
日本交通公社他2社	2,000円	1,500円																																						
ラコンテ有馬	2,000円	1,500円																																						
厚生年金福祉施設	1,500円	1,000円																																						
公営国民宿舎・休暇村	1,500円	1,000円																																						
ハイツ・いこいの村	1,500円	1,000円																																						
				37																																				

議題4

令和6年度保健事業計画

令和6年度保健事業実行計画(データヘルス計画)

6/6

項目	令和5年度実行計画の概要	5年度見込額 (千円)	令和6年度実行計画(案)	6年度予算額 (千円)
契約 約 保 養 所 費	①日本交通公社他 【本人】 @2,000円× 50人 = 100,000円 【家族】 @1,500円× 10人 = 15,000円 計 115,000円	669	④日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト 【本人】 @2,000円× 71人 = 142,000円 【家族】 @1,500円× 17人 = 25,500円 計 167,500円	669
	②ラコンテ有馬 【本人】 @2,000円× 1人 = 2,000円 【家族】 @1,500円× 2人 = 3,000円 計 5,000円		⑤ラコンテ有馬 【本人】 @2,000円× 1人 = 2,000円 【家族】 @1,500円× 2人 = 3,000円 計 5,000円	
	③厚生年金福祉施設 【本人】 @1,500円× 2人 = 3,000円 【家族】 @1,000円× 4人 = 4,000円 計 7,000円		⑤厚生年金福祉施設・セラヴィリゾート泉郷 【本人】 @1,500円× 10人 = 15,000円 【家族】 @1,000円× 10人 = 10,000円 計 25,000円	
	④国民宿舎・休暇村 【本人】 @1,500円× 0人 = 0円 【家族】 @1,000円× 0人 = 0円 計 0円		⑥公営国民宿舎・休暇村他 【本人】 @1,500円× 1人 = 1,500円 【家族】 @1,000円× 1人 = 1,000円 計 2,500円	
	⑤東京ドームシティ 16,000円 ⑧長崎ハウステンボス・ネスタリゾート神戸・ナガシマスパーランド利用補助 上記施設を利用する被保険者およびその家族の利用につき補助 新規追加施設及び補助金額改定(各施設ごとに設定) 大人1,500円~1,800円・中高生1,500円・小学生1,000円など 【1人年間1回を限度】(平成23年度より改正) 200,000円		⑦東京ドームシティ・サンリオピューロランド 15,000円 ⑧長崎ハウステンボス・ネスタリゾート神戸・ナガシマスパーランド利用補助 上記施設を利用する被保険者およびその家族の利用につき補助 補助金額は各施設ごとに設定 大人1,500円~1,800円・中高生1,500円・小学生1,000円など 【1人年間1回を限度】 150,000円	
2. 契約保養所 (紀州鉄道コンポーネント オーナーズシステム)	紀州鉄道コンポーネント・オーナーズシステム年間維持管理費 【施設】 27ヶ所 鳴子温泉、裏磐梯沼尻、房総白浜、片瀬江ノ島、草津温泉、 越後湯沢、軽井沢ホテル、軽井沢ピラ、信州諏訪湖塩嶺高原 嬬恋リゾート、熱海伊豆山、中伊豆、琵琶湖、浜名湖、伊勢鳥羽、 伊豆一碧湖、名古屋栄、南紀白浜、淡路洲本、足摺・四万十など 【提携施設】 東京ドームシティ、サンリオピューロランド、ひらかたパーク、 東急インチェーン等 【宿泊料金】 @2,700円+冷暖房費「440円」 ホテルは別途料金「利用ガイド参照」	5年度と同程度見込む。(ウイルス固定資産税含む)		
小計		1,012		1,034
合計		116,722		138,598

議題4

新型コロナウイルスワクチン補助金 【令和6年度保健事業計画】

支給決定	補助金	,000円	摘要	1,000円× 人 = ,000円	常務理事	事務長	課長	主任	係員
------	-----	-------	----	----------------------	------	-----	----	----	----

【補助金請求する方】ここから下の太枠内にご記入ください。

新型コロナウイルス補助金請求書				記号	番号	被保険者氏名	
受診者氏名	生年月日	続柄	年齢	受診日	予防接種費用	受診医療機関名称	
	昭和 年 月 日			令和 年 月 日	円		
	昭和 年 月 日			令和 年 月 日	円		
確認欄	下記を確認の上、左に☑をご記入ください。						
<input type="checkbox"/>	この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人（被保険者）が作成したものである。 ②記載内容については誤りがなければ申請者本人が確認している。						

・新規事業
 ・R6年度は暫定実施
 ・申請数や若年者の意見を参考に
 次年度から継続審議

上記の通り予防接種を受けたので領収書（原本）を添えて補助金を請求します。

私は次の者に新型コロナウイルスワクチン補助金の受領を委任します。

事業所所在地
事業所名
受任者氏名

令和 年 月 日

ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿

(注) 補助金の対象は65歳以上の被保険者と被扶養者です。
 補助金額は、1人1,000円が上限です。
 補助回数は、1人につき年度内に1回です。
 領収書には、【名前】と【新型コロナウイルスワクチン
 接種】と記載が必要です。
 領収書は、レシート不可です。

議題4

保養施設について(1) 【令和6年度保健事業計画】

宿泊・レジャーのご案内①

■利用補助「年1回」について

①～③の区切りごとに年1回利用可(4月～翌年3月の利用)

①ラコンテ有馬・契約保養所システム・セラヴィリゾート泉郷
(宿泊のみ対象)

②紀州鉄道

★宿泊施設(ビラやホテル)は何度でも利用可

③ハウステンボス・ネスタリゾート神戸・ナガシマスパーランド



■ラコンテ有馬(ダイハツ健保組合直営保養所)

住 所 : 兵庫県神戸市北区有馬町字滝畑 1582-1

交通手段 : JR 宝塚線、阪急宝塚線「宝塚」から阪急バス「有馬」へ

利用手続 : 当健保組合にご連絡ください。

ご利用後、健保組合に申請すると被保険者 2,000 円、被扶養者 1,500 円の補助金が受けられます。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4月～翌年3月)、1 泊を限度とします。

■契約保養所システム

▶JTБ、近畿日本ツーリスト、日本旅行の店頭を通じて宿泊施設を予約した後、健保組合に補助金申請をすると、被保険者 2,000 円、被扶養者 1,500 円が旅行費用から差し引かれます。

ただし、費用が発生しない乳幼児などは対象外となります。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4月～翌年3月)、1 泊を限度とします。

▶厚生年金福祉施設・公営国民宿舎・休暇村ハイツ&いこいの村をご利用後、健保組合に申請すると、被保険者 1,500 円、被扶養者 1,000 円の補助金が受けられます。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4月～翌年3月)、1 泊を限度とします。

▶セラヴィリゾート泉郷の【①予約センターへ電話予約、または②インターネット予約】をしてください。後日、健保組合より「利用補助券」を送付しますのでチェックイン時に提出すると、被保険者 2,000 円、被扶養者 1,500 円が旅行費用から差し引かれます。

※補助金の利用回数は、1 人年 1 回(4月～翌年3月)、1 泊を限度とします。

※同行者も会員料金が適用されます(ただし健保補助金は適用外)



紀州鉄道のビラ・ホテルは
利用回数制限なし。
何度でもOK!

宿泊・レジャーのご案内②

■紀州鉄道コンポネート・オーナーズ・システム

健保組合に加入する被保険者・被扶養者の方は、紀州鉄道が直営および提携している施設をご利用できます。

【 宿泊施設 】

*鳴子温泉ビラ *裏磐梯沼尻ビラ *房総白浜ウミサトホテル *片瀬江ノ島ホテル *ゆとりる磐梯熱海

*草津温泉ビラ *越後湯沢ビラ *軽井沢ホテル *軽井沢ビラ *信州諏訪湖・塩嶺高原ビラ

*熱海伊豆山ビラ *伊豆一碧湖レイクサイドテラス *中伊豆ビラ *浜名湖ビラ *ホテルナチュレ名古屋栄

*伊勢鳥羽ビラ *琵琶湖ビラ *南紀白浜ビラ *淡路洲本ビラ *足摺・四万十ビラ 等

最新の施設情報は「<http://www.kitetsu.co.jp/navigation>」から確認してください。

【 提携施設(レジャーランド) 】

遊園地等のチケットが健保組合の補助により、下記金額でご利用できます。

【 施設 】	【 利用料金 】
サンリオピューロランド (前売りパスポート)	・おとな(18～64才) 2,500円【令和6年4月～】 (令和6年3月まで2,400円) ・小人(3才～高校生)・シニア(65才～) <u>2,000円</u> 【令和6年4月～】 (令和6年3月まで1,900円)
ひらかたパーク (フリーパス引換券付入園券)	・おとな(中学生以上) 3,500円 ・小学生 2,900円 ・2才～未就学児 2,000円
東京ドームシティアトラクションズ (得10チケット)	おとな・子ども 2,300円
サンシャイン水族館	大人(高校生以上) 1,600円
ぐるっどパス	大人・子供共通 1,200円

利用料金は改定する場合がございます。

※ 利用手続 「紀州鉄道提携施設利用申込書」を健保組合にご提出いただき、健保組合が発行した請求書の金額を振込確認後、健保組合がチケットを購入します。

※ 利用回数 1 人年 1 回(4月～翌年3月)

議題4

保養施設について(2) 【令和6年度保健事業計画】

宿泊・レジャーのご案内③

■長崎ハウステンボス(提携施設)

利用料金に健保組合より下記金額の補助が受けられます。

	1DAYバスポート
大人	1,800 円
中・高校生	1,500 円
4歳～小学生	1,000 円

補助金額は改定する場合がございます。

※ 利用手続

ハウステンボス利用後、「ハウステンボス利用補助金請求書」と「領収書(原本)」を会社経由で健保組合にご提出ください。

※ 利用回数 1人年1回(4月～翌年3月)

■ネスタリゾート神戸

利用料金に健保組合より下記金額の補助が受けられます。

	1DAYバスポート
大人	1,500 円
中・高校生	1,500 円
4歳～小学生	1,000 円

補助金額は改定する場合がございます。

※ 利用手続

ネスタリゾート神戸利用後、「ネスタリゾート神戸利用補助金請求書」と「領収書(原本)」を会社経由で健保組合にご提出ください。

※ 利用回数 1人年1回(4月～翌年3月)



■ナガシマスパーランド

健保組合より下記金額の補助が受けられます。

	バスポート	ワイドバスポート
大人(中学生以上)	1,500 円	1,500 円
小学生	1,000 円	1,000 円
幼児(2才以上)	800 円	800 円

補助金額は改定する場合がございます。

※ **利用手続(令和6年4月変更)**

ナガシマスパーランド利用前に、健保組合にメールで連絡し割引された電子チケットを購入してください。

※ **利用手続(令和6年3月まで)**

ナガシマスパーランド利用前に、「ナガシマスパーランド補助券利用申込書」を会社経由で健保組合にご提出ください。

※ 利用回数 1人年1回(4月～翌年3月)



☆その他、保養施設の詳細やご利用方法などは、健保組合にお問合せください。

次ページ
参照

宿泊・レジャーのご案内④ スポーツクラブ

■ホットヨガスタジオ LAVA

チケット種別	健保加入者価格	一般価格
フリーフルタイム	13,800 円	16,800 円
ライトフルタイム	6,800～12,800 円	7,800～15,800 円
4フルタイム	5,800～9,800 円	6,800～10,800 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

入会時に施設利用料 2,500 円が別途必要。

※ 加入手続

健保組合にパスワード問い合わせ後、健保組合ホームページ内の「法人会員優待サービス」より手続きしてください。

健康保険証の画像が必要です。



■スポーツクラブ ルネサンス

健保加入者価格	一般価格
10,450 円	16,500 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

※ 加入手続

健保組合ホームページ内の「健保専用ページ」より手続きしてください。
健保組合への連絡は不要です。

※ **提携先「東急スポーツオアシス」も利用できます**

■スポーツクラブ JOYFIT

健保加入者価格	一般価格
6,578 円	7,128～8,778 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

入会金 550 円(税込)が別途必要。

※ 加入手続

健保組合ホームページ内の「法人会員証明書」に健保組合から確認印をもらい、近くの店舗で手続きしてください。

■フィットネジム FIT365

健保加入者価格	一般価格
3,278 円	3,278 円

健保加入者価格は改定する場合がございます。

健保組合加入者はセキュリティ管理費 5,478 円/年(税込)が無料になります。

※ 加入手続

健保組合または事業所に法人番号を確認後、アプリまたは店舗で手続きしてください。
アプリからの申し込みがお得です。

議題4

ナガシマスパークランド利用方法変更について【令和6年度保健事業計画】

ナガシマスパークランド がご利用しやすくなります！！

令和6年4月開始

割引券が電子チケットになりました！！

補助金額：大人 1,500円 小学生 1,000円 2歳以上 800円

健保組合へクーポンコードの取得

- [組合へ mail@daihoken.jp](mailto:mail@daihoken.jp) へ本文①クーポンご利用者全ての氏名
- ②券種と枚数（パスポートまたはワイドパスポート）件名「ナガシマ0年0月利用」と利用年月を入れてご連絡下さい

健保組合より個人メールへクーポンコードと販売 URL が届く

- 初回利用時は「アソビュー！」の会員登録が必要です

販売 URL（アソビュー！のサイト内）より**電子チケットの購入**

- クーポンコードの入力 ● 60日先まで購入可能
- 支払方法：事前決裁（クレジットカード・PayPay）コンビニ後払い（ペイジー）

電子チケット購入後メールで「QRコード」が届く

- 「QRコード」は印刷したものを持参しても OK です

入場券売場で「QRコード」提示して紙チケットと交換し入場ゲートへ

- ★ 購入後の取消や変更は利用者本人が行います。
- ★ 取消は利用日当日まで可能です。（翌日以降の取消は出来ません）
- ★ 割引券の利用対象者は被保険者・被扶養者に限ります。

チケット購入方法のご案内

STEP1. 購入サイト、クーポンコードの入手

☆ 購入サイトとクーポンコードが必要になります。

購入サイト、クーポンコードは、健康保険組合へご確認ください。

STEP2. 購入サイトにアクセス



- ① ご希望の券種を選び「チケット購入に進む」ボタンを選択。
・遊園地入場 パスポート … etc
下にスクロールすると他の券種が出てきます。

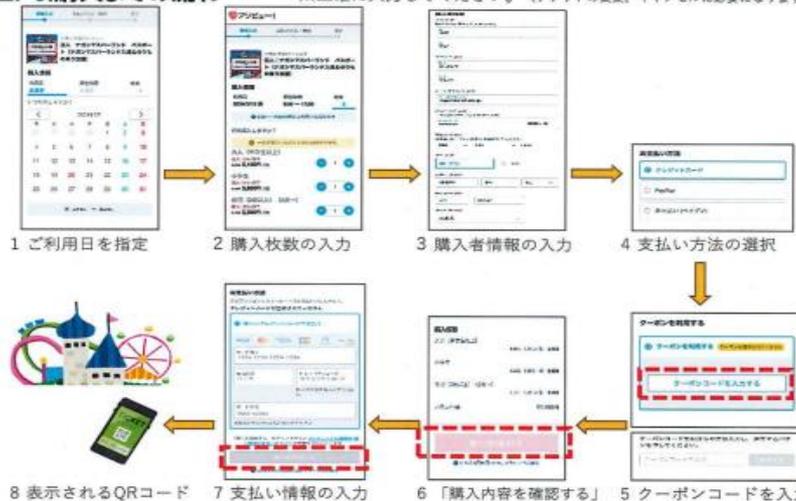
- ② 施設からの注意事項、お知らせをお読みのうえ、「確認しました」のボタンを選択。
→ 注意事項に「同意します」ボタンを選択。

- ③ チケット購入・利用に関するお問合せは、
アソビューヘルプセンター 050-3116-8146 <購入の問合せ>

※ ページの一番下にヘルプセンター問合せフォームがあります。

STEP3. 購入までの流れ

※ 正確に入力してください。（チケットの変更、キャンセルが必要になります）



8 表示されるQRコードをナガシマの窓口へ持参

7 支払い情報の入力を購入を確定するを選択する。

6 「購入内容を確認する」を選択

5 クーポンコードを入力

※ 間違いがあると先に進めません。

クーポンコード、支払い情報は、正確にお願いします。

議題5

給付金申請の注意点【保険給付関係】

(A)

療養費 本人高額療養費
合算高額療養費 支給申請書
第二家族療養費 家族高額療養費

受療者氏名	被保険者との続柄	傷病名	医療機関名	区分	診療期間	診療実日数	療養に要した費用額
年月日生				入・外	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	円
年月日生				入・外	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	円
年月日生				入・外	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	円
年月日生				入・外	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	円

発病又は負傷の原因

③ 申請いたします。

令和 年 月 日

ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿

2023.2.改定

(注)ひと月ごとに分けて書いてください。

(A) 療養費・第二家族療養費・高額療養費支給申請書

- ①月ごとに分けて記入してください。
- ②医師の意見書には「入院・通院」が明記されていないことがある為、区分欄のチェックをしてください。
- ③ケガなどの外傷性の疾病の場合は「発病又は負傷の原因」必ず記入してください。
- ④海外療養費もこちらの申請書使用してください。その他添付書類はまたご相談ください。

(B) 埋葬料・家族埋葬料請求書

- ①被扶養者ではない家族が請求する場合、**戸籍謄本の写し**が必要です。
(例 妻が就職先で自身で健保に加入している)
- ②被保険者が死亡の場合、振込先の記入をお願いします。

(B)

埋葬料 家族埋葬料 請求書
埋葬費

死亡者氏名及び生年月日	年 月 日生	被保険者との続柄	
死亡年月日	令和 年 月 日	死因	
埋葬年月日	令和 年 月 日		

本人死亡のとき振込先

銀行名	支店名	口座番号	口座名義人
コード	コード		

②

上記により申請いたします。

令和 年 月 日

ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿

被保険者又は請求者
被保険者との続柄

住所
氏名

(必須)口に確認のチェックを付けてください。

この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。
① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。
② 記載内容については誤りが無いことを申請者本人が確認している。

事業主の証明

(死亡年月日) (死因)
令和 年 月 日

(氏名) の為
が死亡したことを証明する
死亡者は被保険者又は被扶養者に相違ないことを証明する

事業主名

2023.2.改定

議題5

給付金申請の注意点【保険給付関係】

承認期間	自 令和 (E) 年 月 日 至 令和 年 月 日	記号	番号	被保険者氏名	事業所名
移送承認申請書(届) (第 回)					
受療者氏名	被保険者との続柄				
生年月日	年 月 日生	現住所			
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)				備考欄	
傷病名	発病又は負傷の原因				
発病又は負傷年月日	平成・令和 年 月 日	移送年月日	令和 年 月 日		
移送を必要とした事由					
移送の方法 区間及び回数			移送に要した費用 円		
上記のとおり移送を必要と認めます 令和 年 月 日		医療機関の名称・所在地 医師又は歯科医師 氏 名			
上記の通り申請(お届)します 令和 年 月 日 ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿					
事業主の証明	上記の者は被保険者あるいは被扶養者であることを証明する		事業主名		

支給期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	支給額	記号	番号	被保険者氏名	事業所名
移送費請求書 (第 回) (F)						
受療者氏名	被保険者との続柄			承認番号	第 号	
生年月日	年 月 日生	収容された医療機関名				
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)				備考欄		
傷病名	発病又は負傷した年月日		令和 年 月 日			
発病又は負傷の原因						
上記のとおり移送したことを証明する 令和 年 月 日			医療機関の名称・所在地 医師又は歯科医師 氏 名			
移送を受けた区間	区 間	回数	距離	移送年月日	利用交通機関	移送に要した費用 円
年月日及び費用の額		令和 年 月 日				
(別紙証書のとおり)						
上記のとおり請求いたします 令和 年 月 日 ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿						
事業主の証明	上記の者は被保険者あるいは被扶養者であることを証明する		事業主名			

(F) 移送費請求書

- ・ 保険診療を受ける為、緊急やむを得ない場合で移動困難な場合に申請できます。
- ・ 事前に (E) 「移送承認申請書」を申請し承認を受けてください。

議題5

給付金申請の注意点【保険給付関係】

支給決定	申請	記号	番号
出産育児一時金請求書 家族出産育児一時金		被保険者氏名	
分娩した者の氏名 及び生年月日		事業所名	
分娩年月日		出生児数	死産のときは 妊娠月数 妊娠 月 週
資格喪失後 分娩の場合 の振込先	銀行 フリガナ 支店名	口座番号	口座名義人
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。) 上記により申請いたします。		備考欄	
令和 年 月 日 受付印		〒 TEL ()	
ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿		住所	
被保険者氏名		氏名	
(必須)口に確認のチェックを付けてください。		<input type="checkbox"/> この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容については認りがない申請者本人が確認している。	

出産若しくは死産に 関する医師、助産師 の証明	医師・助産師 の本籍 市区町村長	分娩年月日 令和 年 月 日 出生児数 単胎・多胎(児)	産産又は死産の別 生産・死産 (妊娠 月 週)	医療機関の 名称・所在地 医師又は 助産師の氏名
①	被保険者あるいは 事業主(事業者)であるときは それに関する事業主の証明	事業主 印	市区町村長 印	

※医療機関等から交付される合意文書の写しを必ず添付してください。
この合意文書には、「直接支払制度に係る代理契約を医療機関等と締結していない旨」および申請先となる「被保険者(ダイハツ系連合健康保険組合)」が記載されているかどうかを確認してください。
※医療機関等が発行する領収・明細書等の写しを必ず添付してください。
この領収・明細書等には、「直接支払制度を利用していない旨」が記載されているかどうかを確認してください。
また、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプ印があるかどうかを確認してください。 2023.2改定

(G) 出産育児一時金請求書(本人・家族)
・直接支払制度を利用しない場合
①添付資料に注意



支給決定	申請	記号	番号
出産育児一時金 家族出産育児一時金 内払金支払依頼書		被保険者氏名	
分娩した者の氏名 及び生年月日		事業所名	
分娩年月日		出生児数	死産のときは 妊娠月数 妊娠 月 週
資格喪失後 分娩の場合 の振込先	銀行 フリガナ 支店名	口座番号	口座名義人
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。) 上記により申請いたします。		備考欄	
令和 年 月 日 受付印		〒 TEL ()	
ダイハツ系連合健康保険組合理事長 殿		住所	
被保険者氏名		氏名	
(必須)口に確認のチェックを付けてください。		<input type="checkbox"/> この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ② 記載内容については認りがない申請者本人が確認している。	

①	被保険者あるいは 事業者)であるときは する事業主の証明	事業主 印
---	------------------------------------	----------

(H) 出産育児一時金 内払金支払依頼書(本人・家族)
・直接支払制度を利用し、出産費用が50万円未満の場合(差額請求ができる)
①添付資料に注意



※直接支払制度を利用した場合であって、出産に要した費用が50万円(令和5年3月までは42万円)未満の場合は、出産育児一時金の差額請求をすることができます。
なお、産科医療補償制度に未加入の医療機関等では48万8千円(令和5年3月までは40万8千円)となります。
※医療機関等が発行する領収・明細書等の写しを必ず添付してください。
この領収・明細書等には、「専用請求書の内容と相違ない旨」が記載されているかどうかを確認してください。
また、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプ印があるかどうかを確認してください。 2023.2改定

議題5

保険給付金請求の締切日と支払日【保険給付関係】

保険給付金請求書等の

2024年度各月の締切日と支払日は次のとおりです。

ダイハツ系連合健康保険組合

月	請求書締切日	給付金支払日	発送日
2024. 4月	17日 (水)	26日 (金)	19日(金)
5月	22日 (水)	31日 (金)	24日(金)
6月	19日 (水)	28日 (金)	21日(金)
7月	22日 (月)	31日 (水)	24日(水)
8月	21日 (水)	30日 (金)	23日(金)
9月	18日 (水)	30日 (月)	20日(金)
10月	21日 (月)	31日 (木)	23日(水)
11月	*14日 (木)	29日 (金)	22日(金)
	20日 (水)		
12月	*12日 (木)	27日 (金)	20日(金)
	18日 (水)		
2025. 1月	*16日 (木)	31日 (金)	24日(金)
	22日 (水)		
2月	*11日 (火)	28日 (金)	19日(水)
	17日 (月)		
3月	19日 (水)	31日 (月)	21日(金)

(注) *は保健事業の繁忙期のため締切日を別日に設定しております
(流感対策事業補助金を除く)。

* 流感対策事業補助金の11月～3月の締切日については10月頃
ご案内いたします。

締切日に到着した文書をもって当月の締切りとさせていただきます。

- 令和6年度も請求書締切日を前倒し
- 対象・・・事業所振込の給付金
【傷病手当金、出産手当金、出産一時金の差額内払金、コルセット・治療用眼鏡等の療養費、保健事業全般】
- 理由・・・
 - ① 傷病手当金の申請内容複雑化に伴う適正な審査や、問い合わせ期間の確保のため(事業所への問い合わせ、医師照会、本人への状況確認)
 - ② 各種申請への添付不足書類の取り寄せ増加

接骨院の医療費に特化した医療費通知(平成28年～)

対象 年間5万円以上施術している長期受診者(マッサージ的な利用)、頻回受診している学生(未成年)
計 77名
実施日 毎年10月頃・R6年度で9回目
効果検証 発送前と発送後の1年間を比較
(令和3年10月～令和4年9月)(令和4年10月～令和5年9月)

長期受診者、未成年者等への牽制効果(通院日数・施術部位の減少)

	受診件数 (単位：件)		
	通知者	非通知者	全体
通知発送前	771	5,963	6,734
通知発送後	460	5,839	6,299
差異	-311	-124	-435
削減率	-40.34%	-2.08%	-6.46%

	請求金額 (単位：円)		
	通知者	非通知者	全体
通知発送前	4,495,386	19,055,891	23,551,277
通知発送後	2,242,196	20,157,157	22,399,353
差異	-2,253,190	1,101,266	-1,151,924
削減率	-50.12%	5.78%	-4.89%

通知費用121,418円－削減額2,253,190円 = 実質効果額▲2,131,772円

議題6

柔道整復師適正化に向けた取り組み

〒999-9999
XXX県XX市XX町NN町目NN番NN号
マンション名NNN号

令和5年10月16日
ダイハツ系連合健康保険組合

〒999-9999
XXX県XX市XX町NN町目NN番NN号
マンション名NNN号

令和5年10月16日
ダイハツ系連合健康保険組合
柔第 1242022030000001 号

99999-999999

年間医療費通知のひな型

名称 宛名 様

様

■ 柔道整復師(接骨院・整骨院)受療状況について ■

このお知らせは、1年間(R4.6~R5.5)の療養費の組合支払額が5万円以上の高い方または10ヶ月以上受療の方に対し、接骨院・整骨院等からの支払請求をもとに作成しております。
また、厚生労働省の指導により療養費の適正受療に対する認識を深めていただくことを目的に発行しています。

接骨院・整骨院等の施術には、健康保険が適用されるものと適用されないものがあります。同封のリーフレットをご確認のうえ、改めてご自身の施術内容が保険適用か否か見直していただくようお願いいたします。

単なる肩こりや筋肉疲労などでの施術は保険適用となりませんので、ご注意ください。

【施術を受けた方】 名称 受療者
【対象期間】 平成99年99月 ~ 令和99年99月
【施術内容】

施術年月	療養費			施術を受けた施術所		負傷1		負傷2		負傷3		負傷4	
	療養費総額	自己負担額	組合支払額	施術所名	施術者名	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数
99/99	9,999	9,999	9,999	XX整骨院	施術者 名称	XXXXX	99	XXXXX	99	XXXXX	99	XXXXX	99
5万円以上か10ヶ月													
合計	9,999	9,999	9,999										

※お怪我や受療状況について、文書やお電話にて確認させていただく場合があります。
※本書類は確定申告(医療費控除)には使用できません。

■ 療養費のお知らせ ■

このお知らせは、お子様を対象期間中に接骨院等を受療された保護者の方へ送付しています。

接骨院等より当健康保険組合宛にお子様の療養費の請求がありました。対象期間中にお子様が健康保険を使用し、接骨院・整骨院でケガの治療をされている事をご存知でしょうか？
柔道整復師の施術には、健康保険が適用されるものと、適用されないものがあります。健康保険が適用となる柔道整復師は外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫(肉離れ)などのケガに限定されます。スポーツ等による筋肉疲労のケア・ケガ予防のマッサージやテーピング・症状の改善が見られない長期の施術は健康保険の適用となりません。同封のリーフレットをご参照いただき、お子様の受療状況が保険適用になるかご確認下さい。また、接骨院・整骨院でケガの治療をしている間に運動などをされると、治癒するまでの期間が長期化する可能性もありますので、治癒するまでは運動などを控えていただきますようお願いいたします。

今後とも健康管理に留意され、適切に施術を受けていただきますようお願いいたします。

【施術を受けた方】 名称 受療者
【対象期間】 平成99年99月 ~ 令和99年99月
【施術内容】

施術年月	療養費			施術を受けた施術所		負傷1		負傷2		負傷3		負傷4	
	療養費総額	自己負担額	組合支払額	施術所名	施術者名	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数	負傷箇所	日数
99/99	9,999	9,999	9,999	XX整骨院	施術者 名称	XXXXX	99	XXXXX	99	XXXXX	99	XXXXX	99
未成年													
合計	9,999	9,999	9,999										

※お怪我や受療状況について、文書やお電話にて確認させていただく場合があります。
※本書類は確定申告(医療費控除)には使用できません。

議題6

柔道整復師適正化に向けた取り組み

〒999-9999
 XXX県XX市XX町NN町目NN番NN号
 マンション名NNN号

令和5年10月16日
 ダイハツ系連合健康保険組合

99999-999999

名称 宛名 様

年間医療費通知のひな型

■ 柔道整復師(接骨院・整骨院)受療状況について ■

このお知らせは、1年間(R4.6~R5.5)の療養費の組合支払額が5万円以上の高い方に対し、接骨院・整骨院等からの支払請求をもとに作成しております。また、厚生労働省の指導により療養費の適正受療に対する認識を深めていただくことを目的に発行しています。

接骨院・整骨院等の施術には、健康保険が適用されるものと適用されないものがあります。同封のリーフレットをご確認のうえ、改めてご自身の施術内容が保険適用か否か見直していただくようお願いいたします。

単なる肩こりや筋肉疲労などでの施術は保険適用となりませんので、ご注意ください。

【施術を受けた方】 名称 受療者
 【対象期間】 平成99年99月 ~ 令和99年99月
 【施術内容】

施術年月	療養費			施術を受けた施術所				負傷1		負傷2		負傷3		負傷4	
	療養費総額	自己負担額	組合支払額	施術所名	施術者名	負傷箇所	日数								
99 99	80,000	30,000	50,000	XX整骨院	施術者 名称	XXXXX	50								
合計(金額)	80,000	30,000	50,000	年間通院日数				50日							
健保平均との比較	4.6倍	5.8倍	4.1倍	年間通院日数				4.4倍							

・5万円以上 & 10ヶ月以上
 ・異常な受診日数・金額を知ってもらう

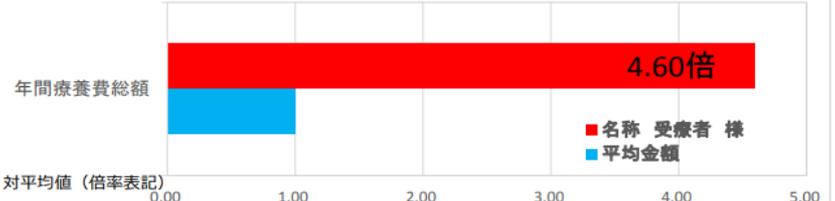
名称 受療者 様と *全受療者一人当たりの平均 との比較

*全受療者:ダイハツ系健康保険組合の加入者で、接骨院・整骨院で施術を受けた方全員

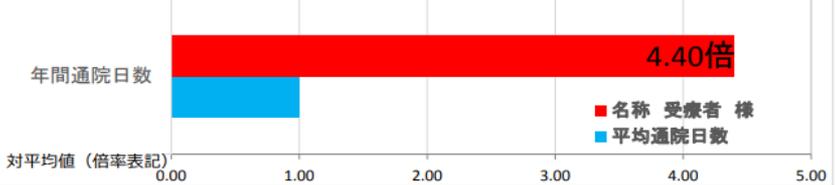
	年間療養費総額	年間健保支給額	年間自己負担額
名称 受療者 様	80,000 円	50,000 円	30,000 円
平均金額	17,224 円	12,068 円	5,156 円

	年間通院日数
名称 受療者 様	50 日
平均通院日数	11.4 日

「あなたの年間療養費総額」と全受療者一人当たりの平均との比較



「あなたの年間通院日数」と全受療者一人当たりの平均との比較



あなたの接骨院・接骨院での受療について、ダイハツ系連合健康保険組合の平均値と比較しました。あなたが健康保険を使用して受けている柔道整復施術の7割の費用は、ダイハツ系連合健康保険組合が負担しています。健康保険が適用となる柔道整復施術は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫(内離れ)に限定されます。同封のリーフレットを参照いただき保険適用とならない施術内容の方は、今後自費にてご利用いただくようお願い致します。

ダイハツ系連合健康保険組合は、皆様からの健康保険料と共に事業主からも応分の健康保険料をいただき運営されています。よって、皆様の健康増進を図ると共に医療費支出の適正化も大きな役割と考えています。その旨ご理解いただき、医療費の適正化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※お怪我や受療状況について、文書やお電話にて確認させていただく場合があります。
 ※本書類は確定申告(医療費控除)には使用できません。

支払方法	変更年月	窓口負担	申請先
代理受領	～2019年4月施術	2～3割	施術所→健保組合
償還払い	2019年5月施術～	10割(全額)	被保険者→健保組合

はり灸の適応疾患(6疾患)

【神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症】

健康保険の適用となる場合

- ・施術に対する医師の同意がある(医師→鍼灸師にバトンタッチ、医療機関での治療(投薬・リハビリ等)を今後は行わない)
- ・医師の同意は6カ月ごと(継続する場合は再同意が必要)

注意点

- ・同意があつての施術でも、**治療が見込めないと健保組合が判断した場合は保険適用できません(漫然とした長期施術)**
- ・その場合でも自費で継続することは可能です

議題6

はり灸療養費の適正化に向けた取り組み

あはきと健康保険

タイワツ系連合健康保険組合では「償還払い」を選択しています

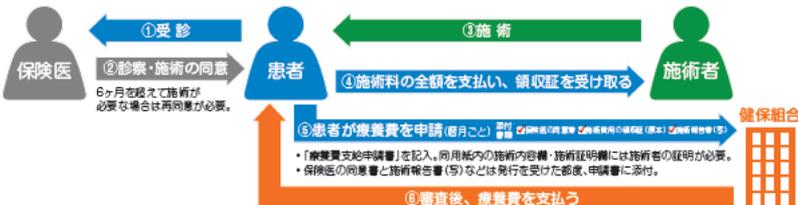


はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の保険適用となる施術の支払い方法には、下記の2種類があり、健保組合により選択されています。*詳しくは健保組合へお問い合わせください。

償還払い

患者が施術所で全額を支払った後、健保組合へ療養費を申請。

当組合の支払い方法



受領委任払い

患者は施術所で一部負担金を支払い、療養費支給申請書へ委任の署名を行う。施術者が患者に代わり健保組合へ療養費を申請。
*受領委任を取り扱わない施術所で施術を受けた場合は、償還払いの取り扱いになります。

参考



保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- 医療機関の保険医(主治の医師)の診察が必要です。
- 同意書(文書)の交付が必要です。
- 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。
あん摩・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については、1ヶ月です。
- 施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。

*保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。

●保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。



はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

主に下記6疾病であり、慢性病で保険区による適当な治療手段がない場合に限り保険適用となるよ。

対象となる疾病

- ・神経痛
- ・リウマチ
- ・頸腕症候群
- ・五十肩
- ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症

*神経痛・リウマチなどと明瞭の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。



- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする症状に限り保険適用となるよ。

対象となる主な症状

- ・筋麻痺
- ・筋萎縮
- ・関節拘縮 など

*ただし、可動域の拡大など、症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外となります。



あはき療養費 Q & A

保険適用の施術を受けるには、どうしたらいいの？

まずは医療機関で保険医の診察を受け、施術の同意書を交付してもらってね。
その後、同意書を持って施術所へ行ってね。

「訪問可」「出張専門」と書いてあったけど、自宅での施術(往療)は保険が適用されるの？

保険適用となる往療は、「患者が疾病や負傷のため自宅で静養している場合など、外出が制限されている状況に限り」認められているよ。
歩行は困難だけど一人で通勤が可能だったり、単に施術所に行くのが面倒などの理由では認められないよ。

しばらく施術を受けてますが症状の改善がみられません。

長期間施術を受けても症状が改善しない場合は、別の疾患も考えられるよ。
不安なら別の保険医の診察を受けてみてね。

領収証を発行してもらえなかったんだけど…?

領収証は施術日と施術金額を証明するものだよ。償還払いでは療養費申請に添付が義務付けられていたり、受領委任払いでは施術所が発行することを義務付けられているよ。
毎回領収証をもらって、内容を確認して保管しておこうね。

議題6

はり灸療養費の適正化に向けた取り組み

健康保険組合で審査の結果、令和4年12月～令和5年5月施術分につき療養費として支給させていただきます。(同封の給付金支給決定通知書をご覧ください)

施術開始から6カ月経過しますので、治療しない・痛みが改善しない場合は漫然と施術を続けるのではなく、他の疾患も考えられますので医療機関（整形外科等）で診察を受けてはいかがでしょうか。

はり・きゅうの施術を受ける時の注意点

支給対象

慢性的な疼痛のある疾病に対し、医師による適正な治療手段がなく、治療上の効果があると医師が認めた場合に限り対象となります。

病名

- ◆神経痛 ◆リウマチ ◆頸腕症候群 ◆五十肩 ◆腰痛症
- ◆頸椎捻挫後遺症

注意点： 全ての施術が健康保険で認められるわけではありません。

以下のような場合、不支給となります。

- 同一傷病で医療機関での投薬治療や、柔道整復・あんま・マッサージの施術を受けている場合
- 本人の希望で施術を受ける場合
- 鍼灸院や整骨院から勧められた場合
- 診察なく医師が同意している場合
- 医師が同意していても施術が漫然と長期に及び、治療の効果が認められないと健保組合が判断した場合（慰安目的）

なお、ご自身の判断で自費で施術を継続することはできます。

支給する場合の
被保険者への通知文
(6カ月経過バージョン)

議題7

第三者行為の調査実績

	令和5年度	
	返還請求	回収金額
No.1	18,851	0
No.2	29,435	29,435
No.3	51,226	51,226
No.4	令和1年度請求	36,174
No.5	9,926	9,926
No.6	8,360	8,360
No.7	60,116	60,116
No.8	58,373	58,373
No.9	82,544	82,544
No.10	749,303	回収中
No.11	8,288	8,288
No.12	13,041	13,041
No.13	2,567,402	2,053,922
No.14	14,266	14,266
No.15	59,752	59,752
No.16	26,740	26,740
No.17	24,171	24,171
No.18	10,738	10,738
No.19	55,622	55,622
No.20	16,401	16,401
No.21	29,148	14,574
No.22	令和4年度請求	52,878
No.23	4,288	4,288
No.24	14,413	14,413
No.25	20,216	20,216
No.26	6,664	6,664
No.27	73,139	73,139
No.28	45,192	41,139
No.29	13,237	13,237
No.30	50,430	40,344
No.31	166,784	回収中
No.32	33,152	33,152
No.33	51,464	51,464
No.34	49,658	49,658
No.35	7,406,554	回収中
No.36	41,545	41,545
	11,870,439	3,075,806

(単位 円)

- ✓ 第三者行為とは
 - ・主に車、バイクの交通事故
 - ・労災、通災は健康保険適用外
 - ・他人からの暴力行為
 - ・自転車の事故も損害賠償となる
- ✓ 第三者行為の治療費は、加害者(個人・損保)が負担すべきもの ⇒ 「**第三者行為による傷病届**」を**健保に提出**
- ✓ 健康保険は一時的な立替であり、過失割合に応じて加害者に求償
- ✓ 被害者の窓口負担や休業補償、慰謝料等だけではなく、健保組合が負担している医療費(総医療費の7~8割負担)も含めての損害 ⇒ **健保にも連絡する必要性**

議題7

労災の調査実績

	令和5年度	
	返還請求	回収金額
No.1	3,430	3,430
No.2	1,309	1,309
No.3	12,110	12,110
No.4	4,536	4,536
No.5	14,294	14,294
No.6	24,731	24,731
No.7	1,680	1,680
No.8	8,477	8,477
No.9	1,498	1,498
No.10	17,339	17,339
No.11	7,392	7,392
No.12	1,771	1,771
No.13	7,994	7,994
No.14	11,291	11,291
No.15	16,793	16,793
No.16	16,205	16,205
No.17	51,611	51,611
No.18	36,995	36,995
No.19	2,450	2,450
No.20	13,524	13,524
No.21	10,626	10,626
No.22	12,208	12,208
No.23	1,330	1,330
No.24	9,982	9,982
No.25	6,356	6,356
No.26	21,105	21,105
	317,037	317,037

(単位 円)

- ✓ 負傷原因報告書でケガの理由を確認
(健保 ⇒ 被保険者)
- ✓ 労災に該当するかどうかの確認
(事業所 ⇒ 労基署)
- ✓ 【労災と判明した場合、健康保険は使用不可】
 - ① **労災指定病院** ⇒ **5号様式**を提出
⇒ 健保のレセプト取り下げ
 - ② **労災指定病院以外** ⇒ 健保に医療費返納
(被保険者が10割負担) ⇒ **7号様式**を提出
 - ③ その他
「A病院+B薬局」の場合、手続きはABとも必要
B薬局の手続きモレが非常に多い
- ✓ 受診の時点でケガの理由を病院に正確に伝える
 - ・外科だけとは限らない
 - ・**眼科も多い(仕事中に鉄粉が目に入った等)**

議題7

喪失後受診の調査実績

平成4年度 返還請求		平成5年度 請求金額	
No.1	151,767	No.1	2,976
No.2	87,868	No.2	12,467
No.3	4,347	No.3	2,555
No.4	16,443	No.4	8,141
No.5	21,063	No.5	11,424
No.6	8,120	No.6	17,710
No.7	5,229	No.7	4,767
No.8	5,824	No.8	9,310
No.9	2,268	No.9	8,316
No.10	5,313	No.10	22,243
No.11	15,974	No.11	4,214
No.12	3,318	No.12	4,264
No.13	7,770	No.13	17,640
No.14	80,094	No.14	16,422
No.15	11,494	No.15	40,943
No.16	13,916	No.16	13,139
No.17	4,438	No.17	16,436
No.18	3,269	No.18	2,301,092
No.19	50,954	No.19	1,960
No.20	13,076	No.20	797,934
No.21	5,376	No.21	11,508
No.22	21,476	No.22	47,845
No.23	1,456	No.23	41,545
No.24	26,194	No.24	969,560
No.25	5,082	No.25	3,416
No.26	5,472	No.26	10,325
No.27	11,998	No.27	45,101
No.28	1,631	No.28	22,720
No.29	903	No.29	15,981
No.30	1,016,713	No.30	28,700
No.31	29,855	No.31	31,934
No.32	28,672	No.32	23,387
No.33	5,397	No.33	7,945
No.34	3,521	No.34	20,208
No.35	722,706	No.35	7,077
No.36	27,943	No.36	25,911
No.37	6,976	No.37	10,556
No.38	37,548	No.38	8,288
No.39	2,856	No.39	4,312
No.40	23,590	No.40	7,182
No.41	3,486	No.41	25,081
No.42	18,760	No.42	494,408
No.43	9,814	No.43	26,328
No.44	12,306	No.44	20,728
No.45	3,255	No.45	26,720
No.46	4,298	No.46	344,514
No.47	6,041	No.47	20,489
No.48	11,277	No.48	23,984
No.49	121,744	No.49	13,678
	2,688,891	No.50	5,138
		No.51	18,298
		No.52	6,735
			5,683,559

- ✓ 喪失後受診の本人・家族に対し「返納通知書」を作成
(保険証を提示されると病院に責任は無く、健保が負担し回収の手間が生じる)
- ✓ 【R5年度 №18・20・24】
医療費が高額 ⇒ 健保と次の加入先との保険者間で調整(例外的)
- ✓ 資格喪失により連絡がつかない場合は未回収
⇒ 保険証の早期回収が重要
- ✓ マイナンバーが登録されていれば、次の加入先にレセプトを振替できる場合がある
⇒ 返納通知書が不要、健保・被保険者ともメリット(資格取得届・異動届と同時に提供)

□ 健保組合のメールアドレスについて

mail1@daihoken.jp → mail@daihoken.jp

- ・事務所移転に伴うメールサーバー変更により、登録アドレスの再確認をお願いします。
- ・移転前に使用した過去のメールは再利用しないでください
(mail1@~の可能性があり受信できません)

□ ホームページから申請書(エクセル版)をダウンロードする時に「安全にダウンロードできません」のメッセージが表示される場合

- ①「・・・」→「保存」→「保持する」→ PCに保存されます
- ②またはPDF版(届出・申請書一覧より)を利用する

